

第 8 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和4年3月11日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

令和4年3月11日(金曜日)

午前9時58分開議
午前11時32分休憩
午前11時36分開議
午後1時10分閉会

本日の会議に付した事件

議案第40号 令和4年度熊本県一般会計予算

議案第48号 令和4年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第49号 令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①熊本県産アサリ産地偽装対策・再生に向けた取組みについて
- ②新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について
- ③災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について
- ④令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し(第4弾)について
- ⑤新規就農者の状況について

令和3年度農林水産常任委員会における取組の成果

出席委員(8人)

委員長 末松直洋
副委員長 楠本千秋
委員 前川 收
委員 吉永和世
委員 渕上陽一
委員 磯田 毅
委員 山本伸裕
委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内信義
政策審議監 阪本清貴
生産経営局長 下田安幸
農村振興局長 渡邊昌明
森林局長 大岩禎一
水産局長 山田雅章
首席審議員
兼農林水産政策課長 深川元樹
団体支援課長 加藤栄一
流通アグリビジネス課長 中島 豪
首席審議員
兼農業技術課長 酒瀬川美鈴
農産園芸課長 楮本亮治
政策監 武田好文
畜産課長 上村佳朗
農地・担い手支援課長 高野 真
農村計画課長 清藤浩文
農地整備課長 青木公平
むらづくり課長 吉住俊郎
技術管理課長 徳永昭彦
森林整備課長 笹木征道
林業振興課長 山下裕史
森林保全課長 中尾倫仁
水産振興課長 堀田英一
漁港漁場整備課長 植野幹博
農業研究センター所長 山下浩次

事務局職員出席者

議事課主幹 平江正博
政務調査課主幹 小田裕一

午前9時58分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第8回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり

り、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしくお願いたします。

また、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

執行部の説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 本日は、よろしくお願い申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、アサリの産地偽装問題について御報告申し上げます。

アサリの産地偽装の根絶に向けた第一歩となります緊急出荷停止宣言から1か月が経過しました。県では、産地偽装アサリの一掃、徹底的な調査、取締り、純粋な県産アサリの生産、流通という3原則の下、産地偽装の根絶に向け、全力で取り組んでおります。

前回の委員会で御報告いたしました国への緊急要望、熊本県産アサリブランド再生協議会の設置等に加えまして、新たに、産地偽装につながる蓄養が行われている漁場を管理する漁協に対して、県産アサリの振興に関する県の補助金等を交付しないことといたしました。

また、純粋な県産アサリを守り育て、適正に販売、流通していくための本県独自の条例を6月議会で提案できるよう、策定に着手し

ております。

残り約1か月で出荷再開を果たすため、昨日、第2回目となります熊本県産アサリブランド再生協議会を開催いたしました。この協議会におきまして、熊本モデルとなる産地偽装を防ぐ流通、販売の仕組みの構築やブランド力向上の取組について御議論いただき、具体的な方向性について御了承いただきました。純粋な熊本県産アサリの出荷再開を目指し、引き続き、時間的緊迫性を持って全力で取り組んでまいります。

なお、環境生活部におきましても、一昨日、産地偽装を行った事業者に対して、国とともに食品表示法に基づく指示を行っております。

引き続き、熊本県産ブランドを守るため、県の総力を挙げて産地偽装の根絶に取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案等の概要を御説明いたします。

後議といたしまして、予算関係3件を提案しております。

まず、令和4年度当初予算についてです。

今回の予算は、令和2年7月豪雨及び熊本地震からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、将来に向けた地方創生の取組等という3つの柱の下で、本県農林水産業の持続的な発展に必要な事業を計上しております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた総額は、738億円余となります。

それでは、3つの柱に沿って、取組の概要を御説明いたします。

1つ目の令和2年7月豪雨及び熊本地震からの創造的復興につきましては、農地や山腹、溪流、林道などの農林関連施設等の早期復旧のほか、流域治水対策の一環である田んぼダムの取組を推進するための実証実験に着実に取り組んでまいります。また、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとなる大切畑ダムの復旧につきましては、工事の完了が1年

9か月延び、令和7年度となる見込みですが、早期完了に向けしっかりと取り組んでまいります。

2つ目の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染症拡大や長期化にも負けることなく、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、さきの2月補正予算で計上いたしましたブランド戦略や消費拡大等に関する事業に加えまして、引き続き、資金繰り対策などを講じてまいります。

3つ目の将来に向けた地方創生の取組等につきましては、スマート農業推進等による資源、技術をフル活用した生産力、産地力の向上、次世代のくまもと農林水産業を担う人材の確保、育成により、稼げる農林水産業の実現に取り組めます。また、環境負荷軽減につながる技術開発や現地検証等をさらに強化し、くまもと循環型農林水産業の実現にも取り組むこととしております。さらに、GISなどのデジタル技術の活用や県内中山間地域の魅力を発信して、関係人口や移住、定住の拡大を図るスーパー中山間地域の取組にも力を入れてまいります。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

その他報告事項といたしましては、経済環境常任委員会との共通の報告事項である熊本県産アサリ産地偽装対策・再生に向けた取組みのほか、新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響、建設常任委員会との共通の報告事項であります災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等及び令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し、そして新規就農者の状況の計5件でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 次に、付託議案につい

て、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)について御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算総括表でございます。

表の左から2番目の欄、令和4年度当初予算額(A)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の令和4年度当初予算額の合計額は、738億9,700万円余で、その右隣の欄、令和3年度当初予算と比較し、マイナス29億8,300万円余となっています。

内容としましては、冒頭の部長の総括説明にもございましたとおり、令和2年7月豪雨及び熊本地震からの創造的復興や新型コロナ対応に加えまして、将来に向けた地方創生の取組等に係る予算を提案しております。

大きな増減を説明しますと、中ほどの農地整備課が約70億円の減となっておりますが、これは、令和2年7月豪雨からの復旧の進捗に伴う減でございます。また、その5行下の森林保全課は約27億円の増となっておりますが、これは、令和2年7月豪雨関連事業について、国予算の関係に伴う付け替えにより増となっているものでございます。

戻って、2ページをお願いします。

資料に用いている凡例について、説明欄を設けております。

これから、当初予算の内容につきまして、各課から御説明申し上げますが、まず、事業自体が新設の場合は、事業名の前にマル新、事業の一部が新規の場合は、新たに実施する事業内容の前にマル新と記載しております。

また、四角囲みでコロナ対策とありますのは、新型コロナウイルス感染症に対応する施

策となります。7月豪雨及び熊本地震とありますのは、令和2年7月豪雨及び熊本地震からの復旧、復興のための施策、強靱化とありますのは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づいた施策となっております。

総括説明は以上です。

それでは、当初予算の内容につきまして、各課から主なものについて御説明申し上げます。

4ページをお願いします。

農林水産政策課の予算でございます。

2段目の職員給与費につきましては、現在配置しております職員数に基づき計上しております。

以後、このような職員給与費が度々出てまいります。全て同様でございますので、各課の分も含めまして、説明は省略させていただきます。

最下段の農政企画推進費につきましては、5ページをお願いいたします。

一番上の段の説明欄の3、グローバル農業交流推進事業は、農業分野におけるバリ州をはじめとした海外との技術交流等に要する経費です。

2段目の農業公園費の説明欄1、農業公園運営事業は、熊本県農業公園の指定管理に要する経費でございます。

農林水産政策課は以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

24ページをお願いします。

6段目の農業改良普及管理運営費の説明欄1、協同農業普及事業は、各地域振興局農業普及・振興課等の運営及び普及職員の現地での活動や研修等に要する経費でございます。

25ページをお願いいたします。

1段目の農業改良普及推進費の説明欄1、スマート農業導入加速化事業は、スマート農

業の導入に向け、位置補正情報を活用した自動操舵システムやドローンによる防除技術の現地実証及び普及等に要する経費で、2の次世代につなぐ営農体系の確立支援事業は、スマート農業技術の導入を検討する地域の協議会に対する助成でございます。

26ページ、4段目の土壌保全対策事業費の説明欄1、環境保全型農業直接支払事業は、農薬と化学肥料を5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対する助成でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業は、地下水と土を育む農業推進条例に基づき、県民運動の展開やグリーン農業等、環境保全型農業の推進に要する経費及び生産拡大に向けた助成でございます。

27ページをお願いします。

説明欄3の農業生産工程管理(GAP)導入促進事業は、国際水準GAPの推進体制整備や認証取得に対する助成でございます。

4の新規事業、熊本型みどりの食料システム戦略推進事業は、農業分野における温室効果ガスの削減に向け、環境負荷低減の推進を行うために、農業研究センターでの水田のメタンガス排出削減技術や土中への炭素貯留効果等の新技術の開発や実証に要する経費及び有機農業の生産拡大に取り組む市町村等への助成でございます。

4段目の病害虫発生予察事業費は、病害虫防除所の運営及び病害虫の発生予察や海外から侵入するおそれのある病害虫の調査等に要する経費でございます。

28ページから30ページにかけては、農業研究センターの管理運営費で、県下10研究所の管理運営や施設の維持補修、改修工事等に要する経費でございます。

31ページをお願いいたします。

最下段の試験研究費は、説明欄1の作物、野菜、果樹などの栽培技術等の研究に要する

経費と2の外部資金を活用した国立研究開発法人や大学、民間企業等との共同研究に要する経費でございます。

また、次のページの最下段の試験研究費は、畜産部門における家畜の飼養管理や草地管理等の研究に要する経費でございます。

農業技術課は以上でございます。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

33ページをお願いします。

3段目、農業改良普及費の説明欄、くまもと農業人財総結集支援事業は、農業分野での人手不足を解消するため、多様な人材を農業現場にマッチングする取組に対する助成でございます。

産地間連携によります外国人材の活用や農福連携の取組を進めてまいります。

最下段の農産物対策推進事業費、1の経営所得安定対策推進事業は、経営所得安定対策等の農業者への制度の周知や作付確認を実施します市町村等に対する助成で、主食用米からの転換を進めるための事業でございます。

下のページ、2段目の農業気象対策事業費は、説明欄のとおり、防災整備計画に基づき、降灰被害を最小化するために必要な茶の洗浄施設等の整備に対する助成でございます。

3段目の米麦等品質改善対策事業費、1のくまさんの輝き拡大戦略事業は、「くまさんの輝き」の生産拡大、販路拡大、PR等に要する経費でございます。

令和4年産は、作付面積が1,000ヘクタールを超えることから、さらに生産対策を強化し、食味ランキングの特Aを目指してまいります。

35ページをお願いいたします。

2段目の畑作振興対策費、地域特産物産地づくり支援対策事業は、特産農作物の産地づくりに必要な施設等の整備や推進活動に対す

る助成でございます。

下段のい業振興対策費、2のいぐさ産地総合支援事業は、イグサの生産安定や需要拡大、生産合理化の取組に対する助成でございます。輸入品との差別化のためのQRタグの推進を進めてまいります。

下のページ、2段目の野菜振興対策費、1の「ゆうべに」ブランド推進・出荷体制構築事業は、ゆうべにの栽培面積拡大とブランド確立に向けました商品開発、PR等に対する助成でございます。

DXによりまして、労働負担が大きい摘果作業や選別作業の省力化を進めてまいります。

2の持続的露地野菜産地育成事業は、被災地などにおけますバレイショの産地形成に要する経費と実需者ニーズに対応した露地野菜の生産拡大に対する助成でございます。

3の野菜価格安定対策事業は、野菜価格の安定対策のための資金造成でございます。

37ページをお願いいたします。

9の攻めの園芸生産対策事業は、野菜、果樹、花の生産力の向上、気象災害に負けない産地づくりに必要な施設や機械等の導入に対する助成でございます。

下のページ、1段目は、先ほど御説明しました野菜価格安定事業の支払い補償に必要な債務負担限度額を設定するものでございます。

その下の段の2の花き管理DX推進事業は、花の品質の高位平準化や計画出荷のための栽培技術のデータ化、見える化に要する経費でございます。

最下段の果樹振興対策費につきましては、39ページをお願いいたします。

2の次代につながる熊本の果樹強化対策事業は、果樹の生産性向上に向けました栽培環境の整備や果物ファン開拓の推進に対する経費でございます。

産地の生産基盤の強化や作業受託組織の育

成を進めてまいります。

3のデコポン管理DX推進事業は、デコポンの貯蔵で近年腐敗が発生してございまして、その解決に向け、貯蔵環境等のデータ化や管理の省力化に向けた実証に対する助成でございます。

4の次世代型果樹園モデル実証事業は、省力化栽培技術とスマート機器装備による労働生産性の高い果樹経営モデルの実証に対する助成でございます。

下段の生産総合事業費の強い農業づくり支援事業、産地パワーアップ事業の2つの事業は、国の事業でございますが、生産性や収益性の向上に向けた施設や機械等の導入に対する助成でございます。

下のページ、水田営農活性化対策費、2のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、集落営農法人の労働生産性向上の取組や土地利用型農業のコスト削減、中山間地域での機械の共同利用に必要な施設、機械の整備等に対する助成でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

41ページをお願いいたします。

最下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄1の家畜改良増殖総合対策事業は、家畜の能力向上に取り組む地域改良組織等への助成及び優良雌牛の保留推進や今年10月に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会出品の取組等を支援するものでございます。

下の説明欄3のひと・うし・しごとづくりステップアップ事業は、地域の畜産業のリーダーとなる人材の確保、育成に向けた空き牛舎等を活用した就農研修等による支援体制の構築に係る経費に対して助成するものでございます。

4の熊本型放牧高度化支援事業は、熊本型放牧拡大のための位置情報確認システムなど

による放牧管理の高度化や放牧牛増頭に対する助成でございます。

最下段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄1の家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格安定のための基金造成に対する助成でございます。

43ページをお願いします。

説明欄4の畜舎特例法事務事業は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律、いわゆる畜舎特例法に基づく畜舎建築利用計画の認定手続等に要する経費でございます。

今年4月に施行される畜舎特例法では、申請のあった畜舎等の建築やその利用方法に係る計画を県が認定する仕組みとなっておりますため、計画審査に要する経費を計上しております。

下段の循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄1の環境保全型農業総合支援事業は、畜産環境の保全及び堆肥の生産、流通等に要する堆肥舎整備や堆肥散布機器の導入等に対する助成でございます。

3のBOD監視システム普及・定着実証事業は、養豚場等の浄化処理施設を効率的に稼働させるBOD監視システムの普及、定着のための実証及び運転状況調査に要する経費でございます。

下のページ、上段の畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄1のくまもと畜産物流通戦略対策事業は、県産畜産物のブランド化に向けた体制整備やPRイベント等の消費拡大の取組に対する助成でございます。

最下段の家畜保健衛生所整備費の説明欄、家畜保健衛生所施設整備事業は、天草家畜保健衛生所のバイオセキュリティ確保のための新庁舎施設整備に要する経費でございます。

45ページをお願いします。

上段、家畜衛生推進対策事業費の説明欄、熊本県産業動物獣医師確保のための修学資金給付事業は、産業動物獣医師の確保を図るため、国が行う修学資金給付制度を活用して、獣医系大学生に修学資金を給付する畜産団体に対する給付原資の助成でございます。

令和4年度は、継続12人、新規6人の計18人分を計上しております。

下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄の1から下の8まで事業がございますが、これらは、県内5つの家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や家畜伝染病の発生予防と発生時の防疫資材の備蓄等に要する経費でございます。

1の家畜保健衛生所維持管理費は、家畜保健衛生所の管理運営に関する経費でございます。

2の家畜衛生管理指導事業は、家畜所有者に対する家畜の慢性疾病対策等の伝染病予防のための衛生管理指導及び検査機器整備に要する経費でございます。

3の家畜伝染病防疫対策事業は、家畜伝染病、特に鳥インフルエンザや豚熱等の法定伝染病の発生予防と蔓延防止のための検査等に要する経費及び実施団体に対する助成でございます。

下の7、畜産防疫体制強化事業は、野生動物侵入防止対策に必要な設備の整備等、畜産関係団体の防疫体制強化のための取組に対する助成でございます。

8の野生イノシシ豚熱検査体制強化事業は、野生イノシシの確保及び検査材料採材のための委託費等、豚熱サーベイランス強化のための検査に要する経費でございます。

畜産課は以上でございます。

○高野農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

47ページをお願いいたします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄の1、くまもと農業の継承支援事業は、高齢等によりリタイアする農家の経営資産を新規就農者等に継承する取組に助成するものでございます。

2のくまもと農業経営相談所総合支援事業は、農業者からの経営相談にワンストップで対応します経営相談所の運営に要する経費及び地域営農組織等の法人化に対する助成でございます。

下のページ、6の未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業は、地域営農組織の法人化や経営力強化に向けた取組に対して助成するものでございます。

7の女性が変わる未来の農業推進事業は、国の新規事業に対応し、女性農業者の社会参画や経営参画に向けた推進活動を行うものでございます。

8の農地集積加速化事業は、人・農地プランの策定を行う市町村への助成や農地集積協力金の交付を行うものでございます。

9の農地中間管理機構事業は、農地集積を推進する農地中間管理機構に対する活動費の助成でございます。

49ページをお願いします。

下段の債務負担行為の設定につきましては、農業公社が農地売買等の事業を実施するための借入資金に関する損失補償として設定するものでございます。

下のページ、1段目の農業委員会等振興助成費は、市町村農業委員会等が実施する農地事務や組織運営等に対する助成でございます。

4段目の農業改良普及推進費、説明欄の1、農業次世代人材投資事業は、就農前の研修期間及び就農直後の新規就農者に対して、年間最大150万円の資金を交付する国の事業でございます。

昨年度までとほぼ同様の制度となっております。

2の新規就農者育成総合対策事業は、1の事業に加えて国が新たに設けた事業で、親元就農者を含む新規就農者が就農時に必要となる機械、施設等の導入に最大4分の3を補助する事業と地域における新規就農者へのサポート体制整備に対する助成を行う事業でございます。

最下段の新しい農業の担い手育成費、説明欄の1の熊本型新規就農総合支援事業は、新規就農希望者に対する相談から研修、就農定着までの総合的な支援に要する経費でございます。

51ページをお願いします。

2のくまもと農のひとづくり事業は、農業経営塾など農業者のスキルアップを図る講座開設に要する経費でございます。

3の熊本とつながる農業外国人材育成事業は、特定技能等の在留資格で就労する外国人材の知識習得支援に要する経費でございます。

3段目の農業構造改善事業費、説明欄の農地利用効率化等支援交付金事業は、昨年度の担い手づくり支援交付金事業を組み替えた国の事業でございます。担い手の農業用機械や施設の導入に対する助成でございます。

最下段から53ページ1段目までは、農業大学校に関する予算でございます。

この中で、53ページをお願いします。

説明欄8の農大施設保全改修事業は、農大の保全計画に基づき、研究、講義棟ほかの施設改修を行う経費でございます。

11のプロ経営者研修緊急育成高度化事業は、卒業後即戦力が期待されます社会人コースの研修内容充実等に要する経費でございます。

下のページ、下から2段目の就農支援資金貸付金償還金は、就農の際に必要な融資資金に関するものですが、平成26年度まで県を通じて貸し付けておりました青年等就農資金の償還金を国へ償還するものでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○清藤農村計画課長 農村計画課でございます。

55ページをお願いいたします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金ですが、説明欄の1、国営土地改良事業直轄負担金は、国営土地改良事業に係る県及び市町村負担金で、八代市及び氷川町で実施しています八代平野地区ほか3地区分でございます。

2の直轄災害復旧事業負担金は、令和2年7月豪雨災害により被災しました八代市の遥拝頭首工を国直轄災害復旧事業として実施しており、その事業に対する県の負担金でございます。

なお、前年度に比べて8億6,900万円余の増額となっておりますが、これは、主に川辺川地区が令和4年度に完了することに伴い、市町村及び農家負担金を一括償還する予定となっております。これに対応するものです。

下のページ、2段目の土地改良施設維持管理事業費については、説明欄のとおり、国営造成施設維持管理事業費で、国営事業で造成された施設の維持管理を行っている土地改良区へ助成を行うものです。

3段目の国営事業継続地区推進調査費については、説明欄のとおり、事業名を新たに広域基盤整備推進事業とし、国営及び県営事業により広域的な基盤整備を実施している地区を対象に、農地集積の推進や営農効果の早期発現のために行う調査等に要する経費でございます。

最下段の農業農村整備調査計画費については、説明欄の1、農業農村整備調査計画費は、農業農村整備事業の新規地区に係る調査や事業計画書の策定、土地改良施設に関する調査等に要する経費です。

2の田んぼダム実証実験事業は、流域治水の一環として田んぼダムの取組を推進するため、人吉・球磨管内で実施している実証実験

事業に要する経費でございます。

57ページをお願いいたします。

2段目の国営土地改良受託事業費は、説明欄のとおり、国営事業換地受託費で、宇城市で実施している国営宇城地区緊急農地再編総合整備事業の換地業務を県が受託して実施するための経費でございます。

3段目の農業農村整備推進交付金は、説明欄のとおり、市町村や土地改良区が実施する国庫補助事業の対象とならない小規模な農業農村整備事業に対して助成を行うものです。

5段目の海岸保全直轄事業負担金については、説明欄のとおり、国営の直轄海岸保全事業に係る県の負担金で、玉名市の玉名横島地区ほか1地区分でございます。

農村計画課は以上です。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

58ページをお願いします。

5段目の農地集団化事業費については、説明欄のとおり、土地改良換地等強化対策事業で、圃場整備事業の換地業務を担う換地技術者の技術強化のための研修会等に要する経費でございます。

6段目の換地処分清算金については、県営土地改良事業における換地の権利者間の不均衡を金銭清算するための経費です。

59ページをお願いします。

1段目の土地改良施設維持管理事業費については、説明欄の1、土地改良施設突発事故復旧事業は、パイプラインや用排水機場などの土地改良施設が突発事故によって故障した場合の復旧に対応するための経費と市町村に対する助成を行うものです。

2の土地改良施設維持管理強化事業費は、土地改良区などの施設を管理するものに対する技術支援と施設の補修に対する助成を行うものです。

60ページ、1段目の県営中山間地域総合整

備事業費については、説明欄の1、県営中山間地域総合整備事業費ですが、中山間地域において、農地の区画整理などの生産基盤整備と集落道路などの生活環境整備を総合的に実施するものでございます。

令和4年度は、第二上益城中央地区ほか18地区で実施する予定です。

3段目の団体営農業農村整備事業費については、説明欄のとおり、用排水路の改修など、農業農村整備を実施する市町村等に対して助成を行うもので、令和4年度は、杉上1地区ほか78地区で実施する予定です。

4段目の農業生産基盤整備事業費については、説明欄のとおり、農地の区画整理や用排水路、農道の整備と併せて農地集積を行うことで、生産コストの低下や高収益作物の導入を図るものでございまして、令和4年度は、第二宇土八水地区ほか53地区で実施する予定です。

61ページをお願いします。

61ページは、農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の設定です。

説明欄のとおり、1の第一海路口地区ほか4地区の排水機場の整備と2の画図東部2期地区の排水路の整備において、工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお諮りするものでございます。

62ページ、3段目の農地防災事業費については、説明欄のとおり、防災ダムやため池、湛水被害防止施設、地滑り防止施設、海岸堤防等の整備を実施することで、農地や農村地域において、災害の未然防止を図るものであり、令和4年度は、第二蓑谷地区ほか34地区で実施する予定です。

62ページ最下段から63ページまで、債務負担行為の設定です。

説明欄のとおり、上杉地区ほか7地区の排水機場の整備において、工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお諮りするものです。

64ページをお願いいたします。

64ページの1段目の単県農地防災施設管理費については、説明欄のとおり、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業でございますが、県が管理する海岸保全施設や防災ダムなどの補修や維持管理に要する経費です。この中で、新規事業として、地滑り防止区域の現地点検やため池の点検とデータ整備に要する経費等を要求しております。

3段目の団体営農地等災害復旧事業費については、説明欄のとおり、農地や農業施設の災害復旧を実施する市町村に対して助成を行うものです。

4段目、最下段の県営農地等災害復旧事業費については、説明欄のとおり、県営で実施する農地や農業施設の災害復旧に要する経費でございます。令和4年度は、大切畑地区ほか4地区で実施する予定でございます。

また、大切畑ダム本体工事については、仮排水路トンネル工事において発生した湧水の対応などにより工程が遅れたことに伴い、工事の完了を令和7年度に延長する必要が生じております。このため、工期の延長に合わせて、令和7年度まで債務負担行為の設定をお諮りするものです。

なお、工事の契約については、債務負担行為の設定の後に行う必要があるため、次年度の議会にお諮りする予定でございます。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料65ページをお願いします。

上段の農政諸費の説明欄をお願いします。

世界農業遺産推進事業です。

これは、世界農業遺産に認定された阿蘇の草原の維持と持続的農業を次世代に継承するための農作物の販売促進及び草原再生の加速化に要する経費でございます。

中段の農村地域農政総合推進事業費の説明

欄の2、棚田地域振興推進事業は、棚田地域振興法に基づく棚田地域の指定と振興に要する経費でございます。

下段の山村振興対策費の説明欄の1、中山間地域等直接支払事業は、中山間地域等で農業生産活動を継続する農業者に対する交付金を市町村を通して交付するための国庫の受入れと県負担分などの経費でございます。

その下、3のがまだす里モン支援事業は、農山漁村の活性化を図ろうとする住民主体の取組を市町村を通して支援する事業で、4のむらづくり・ひとづくり事業は、地域づくり人材の育成とネットワークづくりを行う事業に要する経費でございます。

中ほど、農作物対策費、説明欄の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業は、鳥獣被害防止のための施設整備補助や人材育成、捕獲補助、ジビエ利用などの取組に要する経費です。

令和4年度は、県の広域的調整等の役割が強化されたことを受け、増額をお願いしております。

下段の農業構造改善事業費につきましては、次のページ、67ページをお願いいたします。

説明欄3の中山間農業モデル地区強化事業は、中山間地域で所得確保のモデルとなる事例づくりとその波及のため、支援に要する経費でございます。

4のスーパー中山間地域創生事業につきましては、農産物やその加工品などを地域の資源として活性化を図るとともに、県内の中山間地域の魅力を発信して関係人口の増加や移住、定住を見据えた地域をつくっていかうと今年度、3地域を選定し、地域戦略を作成してまいりました。令和4年度からその実現に向けた取組を始めますので、その支援に要する経費でございます。

下段の土地改良費の説明欄の未来につながるさと応援事業につきましては、ふるさ

と・水と土保全基金を一定割合で取り崩しながら活用し、地域の方々の活動を支援する経費でございます。

その下、説明欄の多面的機能支払事業につきましては、農地の維持と農業、農村の多面的機能の維持、活用を図る共同活動に対する交付金を市町村を通して交付するための国庫の受入れと県負担などの経費でございます。

むらづくり課は以上です。

○徳永技術管理課長 技術管理課でございます。

68ページをお願いします。

3段目の地籍調査費は、説明欄のとおり、熊本市ほか7市町村が実施する地籍調査に対する助成でございます。

5段目の農業土木行政情報システム費につきまして、説明欄1の電子入札・工事進行管理システム開発事業は、当該システムに係る運用保守管理等に要する経費の農業土木負担分でございます。

2のくまもと農地GIS利活用DX推進事業は、当該GISを活用して農業DXを推進すべく、さらにその利便性を高めるために、データ作成や共有環境構築、クラウド化等に要する経費でございます。

69ページをお願いします。

3段目の林政諸費は、説明欄のとおり、電子入札や工事進行管理システムなどに係る運用保守管理等に要する経費の林務水産負担分でございます。

技術管理課は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 まず、41ページ、畜産課ですけれども、畜産生産基盤総合対策事業費ということで、1番の家畜改良増殖総合対策事業ということの中で、全国和牛能力共進会への出品に対する経費を組んであります。ぜひ、今年行われます鹿児島だったですね、における全国和牛能力共進会で優秀な成績を取ることが熊本のブランド力の向上にはとても大きな役割を果たしてくるというふうに思っていますので、しっかり力を尽くしていただければと思います。

実は、覚えてらっしゃると思いますが、この全国和牛能力共進会を熊本に誘致したいという発言が、言質を捉えて言うつもりはありませんが、多分10年ぐらい前だったと思いますけれども、知事の発言の中でもそういう発言があったことを私は記憶をいたしておりまして、熊本の畜産振興のためには、やっぱり畜産の、特に肉牛の産地としてのブランド力を高めていくためには、共進会をやらなきゃいけないという意識を強くその当時思ったことを覚えております。

九州の中だけで見れば、今回鹿児島、前々回は宮崎でしたかね。前は仙台だったと、宮城県、その前がたしか長崎。九州の中においても、長崎、宮崎、鹿児島という形で、もう既に共進会開催をされてるわけでありまして、残念ながら熊本にその思いはあるかもしれませんが、実現の形が見えてないというんですかね、まだ、手を挙げると、共進会に立候補するという状況にも至っていないのかなというのが私の実感であります。

ぜひ今回のこの和牛能力共進会をしっかりと見ていただき、またこれから、5年間積み上げてきた中身の成果だと思えますけれども、いい牛を出すことによって、もう1回その機運を盛り上げていくことができないかなというふうに思ってます、生産の質と量だけで

見れば、全然、熊本が開催できないはずがないというんですかね、開催してもおかしくない実力が熊本にはあるというふうに思っています。

できない理由は幾つかあるんでしょうけれども、その理由は、またそれをしっかり分析して、それを解決していかなきゃいけないというふうに思いますけれども、それに対して、今年の共進会に対する意気込みと、それから主催県になることがあるのかどうか。これは簡単な話じゃないけれども、そのことは、畜産、農業行政の中の位置づけとしての意識づけがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

委員おっしゃいますとおり、黒毛和牛は、これまでは、熊本県は後進県ですという言い方してましたけれども、もう全国でも4位の飼養頭数もございますし、加えて前年3月19日に、銘柄としても「くまもと黒毛和牛」という一本化を果たしました。

全国和牛能力共進会というのは、非常に大事な場所でございます、5年に1回で、そこでやっぱり上位を取るとというのが、一つ和牛県としてのその名声をぐっと上げることだと思います。本当にそう思っております。

これまでできなかったことも今後やりたいと思っているんですけれども、とにかくできない理由の一つは、今回9区までございますけれども、そのうちの6区に出品がまだありません。というのは、改良組合というか、その全和が認めたその組合というのがまだありませんで、種牛までつくっていくような進んだ組合が。それを今つくろうとしているところでございます。それができれば、出る権利というか、それは出てくると思います。

あと、加えて、これまで上位をあまり取ってなかったもので、今回の鹿児島で少なくとも上位を取りまして、全国に名をはせて、次の

ステップに行きたいと思っております。

機運については、現場というか、団体の長のほうもぜひやりたいという気持ちは持ってらっしゃいますので、それはもう県としても応えていきたいなと思っております。

○前川収委員 ぜひそれを目指して、まだ足らざる部分があるというお話でありましたから、そういった手を挙げられる条件整備というものがないと、どうせ挙げられないわけでしょうから、あの時点でも挙げられなかったというのが現実なんですね。そこをしっかりと整備してもらいたいなというふうに思っていますし、やっぱり今年の鹿児島、隣の県でありますから、開催される場所には、環境的にも非常に行きやすいし、出品もしやすい環境ですね。

前回、5年前の宮城県の仙台は、車に乗って、生体を皆運んで、大変な状況だったというふうに思いますけれども、ぜひ今度は、いい牛をいい環境の中で運ぶこともできるというふうに思いますので、しっかり力を入れてやっていただき、いい成績が出るように。

それから、隣ですから、何ならみんなで応援に行くぐらいの機運を盛り上げる——よく畜産関係者、私の周りにたくさんいらっしゃいますけれども、よその県は、もう横断幕持って、みんなで応援に来てますけれども、熊本はなかなか来てくれませんねというお話でありましたので、ぜひ、今度は隣の県ですから、この委員会でも考えて、一緒に行けるように、応援に行けるように頑張ってもらえればというふうに思います。

引き続き、もう1点いいですか。すみません。

あわせて、畜産課なんですけれども、畜産をやっていく上で、今非常に皆さんが困ってらっしゃり、不安に感じてらっしゃるのは、今回の予算にも組んでありますけれども、産業動物獣医師の確保という部分、これが御高

齢の先生たちばかりで、この先どうなるんだらうかというのが、正直な、畜産業者の人たちの不安の声であります。

それで、今回、これまで県は予算も組んで、現在、ごめんなさい、45ページの一番上、修学資金給付事業ということで、12名、そして新規で6名、都合18名の学生たちに修学資金を提供し、修学後は熊本において就職してほしいという話になってるんだというふうに思いますけれども、これが、今から先、今の状態でどのような影響が出るのかということの一つ知りたいんです。

それと、もう一つですね。同様の予算で、次のページ、46ページの5番、一番上ですけども、熊本の畜産を担う獣医師確保・育成推進事業ということで、こっちは学生、これは何だろうかというふうにちょっと思ったもんですから、そちらの説明もよろしくお願ひしたいと思います。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

まず、獣医師の確保ということでございますけれども、これまでの獣医師確保の修学資金がまず挙げられますけれども、これまで、12人が農済または県に就職されております。効果は結構出ていると思います。

引き続きこれも行いながら、今まで高校生とかに対して、獣医はいいんですよ、熊本の獣医になりませんかということを推進してましたけれども、加えて小中学生とかのまだ小さい頃に、例えば保護犬とか保護猫の譲渡会とか、そういうところにいらっしゃるときに、お子さんには、こういう仕事もあるんだよということも刷り込みというか、小さい頃からこういうお仕事があるんだということを教えて、あと、親御さんには、こういう資金がございますということをしっかり伝えて、長い目でいきたいと思っております。

今回、地域の動きとしましては、小国郷地域で、獣医療の提供の体制整備をするための

協議会をつくろうという動きになっております。それに県も一緒に入りまして、オブザーバーとしてしっかり指導をしていきたいと思っております。

あと、獣医師さんの数というよりも、もう1つは、遠隔地の診療の効率化というのが、今度法令の改正によりまして、初診からリモート診療とかが可能になってきますので、そういうこともうまいこと使いながら、農家のサービス向上というか、そちらをしていきたいと思っております。

先ほどの46ページの熊本の畜産を担う獣医師確保・育成推進事業のほうは、インターンとかの受入れに対する助成でございます。

以上です。

○前川収委員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

獣医師そのものは、ペットブームというんですかね、小動物のほうの獣医師さんは、多分減ってないだろうと思ってまして、むしろそういったペットの病院とかはどんどんできてるし、そっちは増えてるんだろうなど。私は、何の根拠もない、ただの想像なんですけれども、そういうふうに思ってますが、問題なのは、その産業動物ですね。家畜等々に対する産業獣医師というのが、本当に深刻な状況になっております。県の家畜衛生所だって獣医師さんがいらっしゃらないと経営できないということになるでしょう。それは最低インフラとしては必要な部分であります。

それから、もう一つは、やっぱり地域の中で、畜産をやってらっしゃる人たちの出産とか、必ずしないとできないわけですよ、畜産が。果たしてそれが必ず充足されていくんだらうかというのが、とても大きな不安として今それぞれの地域の中にございます。それが原因で、小国のほうでは、今おっしゃったようなお話の組織が立ち上げられたんだらうというふうに思いますが、これお願いであり

ますけれども、全県の中で、今の現状の獣医師さんの数とか、それをきっちり調べて、この先どうなっていくのかというシミュレーションをしていただきたいなと思います。それがないと、そこを目指すという姿が見えないので、獣医師確保というのは分かってますけれども、それぞれの地域にある程度地域均衡をしながら、畜産地域の中には何人ぐらい要りますよという姿が必要だと思います。それを目標としながら応援していくという形じゃないと、漠然としてたままでは駄目だと思いますけれども、その計画づくりとかも、現にその数字があるのかどうかについて、要望とそのお願い、質問と両方になりますけれども、どういう状況ですか。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

獣医療体制の整備の10年計画というのがございまして、それを昨年11月30日に公表しております。その中で各地域の獣医師さんの数もしっかり把握しておりまして、今後どれだけ増やさなければいけないかというのを把握しております。それに向けてしっかりやっついこうと考えております。

○前川収委員 それを把握されてるならば、今回組み立てられた予算の中では、計画的にそれを充足していくために、今必要な予算として組まれているんだろうと思いますけれども、それでやっついけば大丈夫ですね。

○上村畜産課長 それを目指しまして、修学資金についても、計画的に獣医師さんを増やしていくために、6人分の新規の予算を確保しております。

あと、加えて、もう1つ新たな動きとしましては、国のデータベースというか、獣医は、2年に1回登録をきっちりしなければいけないで、どこに誰がいらっしゃるというのは、しっかり国のほうでシステムが捉えられ

ております。

その中で、例えば子育てが終わられて今は獣医やってないけれども、また新たにやりたい方とか、そういう情報もしっかりつかめるようになりますので、そういう方を新たに中途でも、例えば産業動物のほうで開業獣医師さんが足りなければそこに紹介するとか、そういう具体的な活動ができるようになりますので、そこもやっついこうと思っております。

○前川収委員 黒毛和牛も全国4位という話が出ましたように、大事な畜産県であります。どの県でも多分苦勞してるんだろうと思いますけれども、獣医師さんの確保がないと、畜産基盤の一つでありまして、この上で成り立っているという状況でありますので、しっかり取り組んでください。

以上です。

○末松直洋委員長 ほかに質疑ありませんか。

○吉永和世委員 27ページの農業技術課、新しい事業として、熊本型みどりの食料システム戦略推進事業というふうにあるんですが、これは、国のほうの戦略というのがあって、それに基づいて熊本型という形で理解しているんですか。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

委員御指摘のとおり、昨年5月に策定されましたみどりの食料システム戦略、これに関係しておりますけれども、国のほうも事業を出しておりますが、熊本県は、平成2年から土づくり減農薬運動ということでいち早く取り組んでまいりましたので、これまでの技術の積み上げとか、そういったものを生かして、先取りといいますか、そういう形で熊本

県やっていこうという予算でございます。

○吉永和世委員 この循環型農業を実現するための新技術開発とかということになると、結局、化学肥料を減らそうとか、あるいは、その農薬を減らそうとかというような取組ということですかね。

○酒瀬川農業技術課長 こちらの予算は、農業研究センターのほうで取り組みます技術研究の予算になりまして、もちろん化学肥料を減らすとか、もしくは農薬も削減していくような、具体的に申し上げますと、減農薬のほうといたしましては、例えば、天敵を活用するとか、堆肥も活用して総合的に防除をやっていくような技術であるとか、もしくは有機農業の推進に関するような研究を行うという計画でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 これは、結局、2050のカーボンニュートラルに向けての一つの取組だというふうに思いますけれども、生産者からすると、こういった取組の中で、結果、その生産量が減るとか、あるいは、その価格が安くなるかというふうになってしまうと、非常に心配というか、されるんだろうなというふうに思うので、あえて、そういった中で、こういう技術開発によって、その生産量を維持あるいは増やすという形を目指していかれるということだというふうに思いますので、そこら辺をしっかりと技術開発、ぜひやっていただいて、将来、暗いんじゃないくて、それに取り組むことによって明るい先が見えるんだと、そういった状況を、ぜひ生産者の方々と連携を取って、ぜひいい成果を出していただければというふうにお願ひしたいと。

○酒瀬川農業技術課長 委員御指摘のとおり、稼げる農業と、それから環境を保全して

いくと、こういう両面を技術革新のイノベーションのほうでしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○淵上陽一委員 今に関連してですけれども、まず、去年の9月に私も質問させていただきまして、取組これから頑張っていたきたいというふうに思いますし、早速地元のほうも説明をいただいたということで感謝をしております。

今の話の中で出てくるのは、どうしても生産サイドだけの話なんです。今熊本県は、これまでもグリーン農業、エコファーマー、御案内のとおり、くまモンが麦わら帽子かぶって、何かタオルを巻いたようなやつで、後ろのほうに四つ葉のマークがついている。私も、今ほとんど毎日のように買物に行きますけれども、今どこんかしこ行っても、あのマークのついた袋に入った商品というのは、ほぼ見ないですね。

ということは、スタートしたときには、結構3分の1とか、いろんなところであれあったんですけども、全くグリーン農業に対する定着ができていないんじゃないのかなというふうに思っております、本気で国も県もやっていこうとする、このグリーン農業システム、食料システムをやるかというのなら、いかに消費者に理解していただけるかというのが、私は一番大事になってくるというふうに思いますし、それを今からどうやっていかれるかというのを一つお聞きしたいというふうに思います。

それと、実は、昨日買物に行きましたら、同じ生産者がつくった商品を横並びに棚に並べてありました。で、1つだけ無農薬の野菜がありました。もうちっちゃく無農薬野菜というのが書いてあったんですね。私、その店の人に、これ無農薬だったら、ちゃんここに大きく無農薬って書いたほうが、消費者か

らすれば手に取れるんじゃないだろうか。もっと言うならば、その方に、この方はなぜ無農薬をつくられているのかという話を聞きましたら、化学薬品に農家の人が荒れると、だから、一切その農家の人は化学の薬品とかは使われてないんですよということ。それを聞いた後ろの人が、そこの棚から手に取っていかれた。だったら、ここに私は掲げるべきだと、無農薬だと。ところが、売る人から言われるのは、その商品と同じハウレンソウで、じゃあこのハウレンソウが悪いのかといえ、そんなわけじゃなくて、それは、農家の人たちもできるだけ化学農薬も肥料を使わずにつくっておられるものを出していらっしゃるわけですから、これを一緒に——その理由づけが難しいんだと。だから、私たちもなかなか売るのが苦労している。

実質、このみどりの食料システムというのは、環境なんですね。ということは、消費者の人たちにも、この地球の環境、日本の環境、熊本の環境を守るためには、何とか皆さんたちにも買い支えてほしいんだというのを、やはりしっかりと私は訴えていくべきだろうというふうに思いますし、いつも見ると、生産者側の努力はあっても、消費者に対してのそういったその買い支えるためのアピールが全く足りていないんだろうというふうに思っております、ぜひとも、そこら辺をやっていただきたいというふうに思います。もし、こういったアピールを今からやるんだというのがあれば、どこがやるのかということも含めて、何かあれば教えていただければというふうに思います。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

グリーン農業の推進につきましては、生産面と販売面の両方でやっていくというもとのシステムで、生産宣言、それから応援宣言ということで、生産宣言者が2万1,000

戸、それから応援宣言の方も3万3,000戸に伸びてはきております。ただ、やっぱり委員御指摘のとおり、販売所におきましては、主に物産館とか直販所での販売がグリーン農業多いんですけれども、地域によって、グリーン農業の販売の数といいますか、そういったシールを貼っているというところの差がございます。

それで、委員からも以前からも御指摘いただいていたので、添付をするように、貼るよというということで、巡回指導なり、もしくは貼ることに対しても、一枚一枚貼るのではなくて、やっぱり包装紙にそのままであるとか、あともう1つ、段ボール箱に最初グリーン農業貼ってても、小売するときどうしても分けていきますので、その段階でなかなか貼られなかったりという状況にはございます。その辺はしっかりとやっていきたいと思っております。

それからもう1点、そういった御指摘ございまして、毎年10月から12月にかけては、キャンペーンということで、県下の80店舗ほどでグリーン農産物の販売キャンペーンというのをしっかりやっているところなんです。

今年は、そのグリーン農産物を購入した消費者のほうから、4,300件ほど応募といいますか、そういうのもあっておりますので、そういった消費者は徐々に増えてきているというふうに思っております。

ただ、やはりどうしてもそういったシールを貼っていくというところについては、まだまだ不十分かと思っておりますので、今後、こういったキャンペーン、もしくは巡回指導、それから地下水事業の中に、そういった販売店での支援助成事業もございまして、そういったものの活用をしっかりと呼びかけていきたいというふうに思っております。

○瀧上陽一委員 私、逆だろうと思うとですよ。例えば、シールを貼る、それもやっぱ

り生産者側に負担をかけるだけの話。本来は、消費者の方から、少しでも環境に配慮した農業をしている商品はないんですかと、そういうのがあれば、それは生産者の方も貼りますよ、売れるんだったら。ところが、貼っても変わらなければ貼らないですよ。負担が増えるだけですから。

ですから、ぜひとも、ここら辺は、しっかりと消費者の方に——それは何万件増えても書くのは書きますよ。でも、本来、行って商品を取るまで、しっかりとPRをやっただけのようにお願いができればというふうに思います。

と申しますのが、その上にGAPの導入ということが書いてありますけれども、まさしく地元でも、オリンピックがあるときまでは、イチゴ農家の人たちも、GAPは取らなるとか、いろんな人がGAPは取らなるとか言われました。ところが、結局、取ってオリンピックが終わって、これから、じゃあ何がメリットがあるのかということで、GAPを取る理由づけというのが、やっぱりなかなか——インターネットを見れば、GAPを取らないと、これからは、世界とかスーパーで並ばないと書いてありますけれども、実質、農家の人たちは、自分で取ってやられてても、そのメリットがないと感じていらっしやいますので、そこら辺も一緒にぜひPRして、やっぱり消費者のほうに何とかその商品を手にとっていただけるような努力をいただきたいというふうに思います。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

GAPにつきましては、委員御指摘のとおり、東京オリパラの食材の調達基準ということで非常に盛り上がってきたところなんですけれども、現在、県版GAP、グローバルGAPまで含めまして、県版685、それから国際水準のほうは160ぐらいございます。

で、直接価格に反映というところは、やっぱりもともとがこれは生産工程管理の認証のものでありますから、難しい点もあるかもしれませんが、ただ、メリットとしまして、議員おっしゃったとおり、輸出を始めたとか、もしくは、国のほうがGAP認証農産物を取り扱う意向を示している、例えば、大手のイオンとか、イトーヨーカ堂とか、ローソンとか、そういった53企業を、現在GAPパートナーとして登録しておりまして、GAP認証農産物を優先的に取り扱うような動きというのは見えてきているかと思えます。

県下の中にも、そうやって輸出を始めた方とか、そういった大手の小売業者と取引を始めた事例もございますので、その辺も、販路拡大のほうを、委員御指摘のように消費者にしっかり伝えながらやっていきたいと思えますので、こちらもよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員 よろしく申し上げます。

すみません。もう1点、34ページなんですけれども、くまさんの輝き拡大戦略事業というのを。

実は、この間、食味ランキングの発表がありまして、新聞を読みますと、特Aが42、大幅に減った、天候不良だということが書いてありまして、本県のを見ますと、県北でヒノヒカリが特Aの評価をいただいたということで、「くまさんの輝き」がなかなか厳しかったと。

実は、令和5年に向けて、かなり「くまさんの輝き」を作りたいという人が増えて、農家の人に聞くと、やっとならめようと思ったら、こういう状況だったということで、結構、農家の人も、出だしをくじかれたような思いでいらっしやいますので、ぜひともしっかりと——私もスーパー行って「くまさんの輝き」も見させていただいて、値段もそこそこの値段で出てるんだろうというふうに思い

ますけれども、これから取り組む生産者の人たちのために、しっかりと「くまさんの輝き」に対してのPRもやっていただければというふうに思いますし、作ってよかったと思えるような、これからも技術指導なんかもやっていただければというふうに思います。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

私たちも、これまで、特Aを取りますというようなことで、ずっと言ってきた手前、非常に私たちも残念な結果でございました。ただ、本当に自信を持って出しております。

といいますのが、主催者に聞きましたところ、特Aは取れなかったということだったんですが、評価のやり方として、審査員が食味でされるんですけども、基準米に對しまして、外観、味、香り、粘り、硬さの5項目で評価をされるということでございました。

で、先ほど、ヒノヒカリ、県北のヒノヒカリが特Aを取れてたということで、具体的に話を聞かせていただいたところ、味の部分だけが若干ヒノヒカリに足りなかったというようなことでございました。私たちも分析をしているところなんですけれども、なかなか、味といったときに、どういうふうにしていけば、先ほど、外観とか、粘りとか、硬さとか、そういった部分については、生産の対策として、こういうふうなことをやっていけば向上するんじゃないだろうかなということが想像つくんですけども、なかなかそこが難しいということなんです。一つ幸いなことに、そのヒノヒカリ、サンプルまだございますので、特Aが取れたヒノヒカリと「くまさんの輝き」の違いをしっかりと分析をして、生産者の方々の話を聞いて、次の生産対策につなげてまいりたいというふうに思っております。

それともう1つ、生産者の方々については、今回特Aは取れなかったんですが、一等

米の比率から言いますと、「くまさんの輝き」今年度600ヘクタールほどできておりますけれども、88%が一等米ということで、他の品目が30%から40%というようなことから比べれば、品質的にはかなりいいものが取れるというのは、生産者の方々、実感をされているというふうに思っております。そういったところもPRしながら、しっかり取組を進めていきたいというふうに思います。

○瀧上陽一委員 確かに、生産者の人は、大変この「くまさんの輝き」に対しては、やっぱり言われたとおり期待をされておりますので、あとは販路を広げていただくように、PRをしっかりとやっていただきますようによろしくお願いします。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○山本伸裕委員 当初予算でございますので、ちょっと全体的なことについてお尋ねしたいんですけども。

部長の御説明の中で、3つの柱ですね、その3つ目の将来に向けた地方創生の取組ということが強調されておまして、この中で、生産力、産地力の向上であるとか、稼げる農林水産業というようなことが強調されているんですが、この生産力の向上ということについては、国を挙げて今そういう方針が出されているわけなんですけれども、財務省が出した財政審議会の令和4年度予算建議を見ると、将来の農業従事者、基幹的農業従事者の予想が出ておまして、136万人が10年後には4割減少、76万人と、20年後には7割減少、42万人と、かなり減少をしていくという方向を予想しているわけですね。だから、今の生産力を維持するためには、農地を集約して生産力をアップするんだというような方向が強調されてるんですよ。

それで、そういう方向で、熊本の農業についても生産力アップが強調されているということは、やはり政府と同じような、将来的にはかなり農業従事者が減少していくというような前提で、こういう方針を出されているのかどうかについて、ちょっとお尋ねしたいと。

○竹内農林水産部長 全体としてのトレンドというのは、やはり落ちていくというのは否めないと思っています。それは、人口減少そのものが襲ってくるというのは、もう明確になっております。

そういった中で、食料の安全保障を担う本県としては、従来から、稼げる農林水産業という形で、生産量だけでなく、トータルの品質を上げて、単価も上げていく、そしてコストを削減する。そういった流れの中で、国全体として落ちるところはあるかもしれませんが、本県は、その中で、やはり食料安全保障の部分を支えるような体制は続けていきたいと、そういう考え方でやっているところでございます。

○山本伸裕委員 分かりました。ただ、やっぱり熊本の農業の現状を考えた場合に、やはり中山間地が多い、あるいは、その家族小規模経営というようなところが、かなり兼業農家で支えているというような状況を考えるならば、大幅にそういう農業従事者が減少していくということになっていくと、これは、熊本の地域経済であるとか、農業が中心の産業である市町村であるとか、農林水産業ですね、そういったところは、非常に自治体、市町村自体の存亡の危機というか、というようなことにも直面していかざるを得ないですし、そういう点では、もちろん稼げる農業、生産力向上が大事だと思います。ただ、兼業でも、あるいは家族農業、小規模でもやっていけるんだというようなところでの支援が、

熊本の場合はしっかり充実させていくことは必要じゃないだろうかというふうに思うんですね。

というような点で、先ほどの御説明を聞く中で、むらづくり課の多面的機能支払事業なんかも、前年度と比べると予算の減少というようなことも出てますので、そういった問題も含めて、ぜひしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは、答弁は結構です。

続けてよろしいですか。

もう1つ強調されてるのは、輸出力強化だと思っんですよ。ただ、一方で、今私非常に深刻だと思ってるのは、食料自給率がもう極めて日本の場合は深刻で37%と、もう北朝鮮よりも低いんじゃないかと思っんですけれども。そういう状況で、今世界の情勢も非常に不安定で、もうこれから小麦がどがんとなつたろうかというようなことなんかも思ったりしてっんですけれども、そういうときに国の農業政策もなかなか自給率向上というのは見えてこないんだけど、県の農業政策としては、農業大県熊本として、やっぱり国民の食料を支えるぐらいのしっかりした位置づけで、自給率向上に貢献していくというような目標であったり、そのための取組であったり、そこら辺ももっと何というか、戦略的な目標として出してもいいんじゃないかなと思っんですけれども、これはいかがでしょうか。

○竹内農林水産部長 国の自給率の関係につきましては、国が政策立てる場合に、農業、農村の基本計画というのをまず立てます。その大前提として、食料自給率を分析した上で、どこにどういう事業を振り当てていってそれを維持するかという形をつくってます。その流れも含めて、本県でも、農業・農村基本計画というのを立てておりまして、その中で施策の展開をしているところでございま

す。

生産額ベースでいくと、いわゆる本県の食料自給率というのは100を超えてたんです。

（「159」と呼ぶ者あり）はい。ということで非常に高うございます。ただ、カロリーベースで行ってない部分でございますけれども、まさに、知事のほうも申してますように、食料の安全保障を担うというのが本県の役割、そこに関しては、かなり私ども最近非常に意識して、我々のこの農業、先ほど中山間のお話もございましたけれども、地域を支え、そして国全体の食料安全保障も支えるという、そういう気概を持って取り組んでいるつもりではございます。

○深川農林水産政策課長 食料自給率の数字の補足をさせていただきます。

熊本県の食料自給率は、生産額ベースで159%、カロリーベースで56となっております。一方、全国のほうは、生産額ベースで、熊本県が159に対して66、カロリーベースが、熊本県56に対して38と、いずれも熊本県は大きく上回っているところでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 ぜひ、そういう水準を維持して、農家の方たち、従事者の方たちが、先の展望を持って経営を続けていけるようにしていただきたいと思えます。

もう1つ、よろしいでしょうか。

米価下落の対策についてなんですけれども、補正では米価下落に対する緊急支援事業というのがあったと思うんですけれども、来年度当初ではどうなっているんでしょうか。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

米価の対策につきましては、委員お話のとおり、当初で予定していたものも前倒しをしまして、2月補正で組んでございます。1つ

としましては、販売対策、全国での展開の販促の活動等をやっております。

現在、もう11月からずっと続きで2月は増額をさせていただきましたけれども、全国の2,200の店舗でキャンペーンを展開してございます。で、非常に、今先ほど「くまさんの輝き」、残念な結果でございましたけれども、「くまさんの輝き」につきましては、非常に食味がいいというような評価をいただいております。追加の注文も入っているというように順調に進んでいるのかなというふうに思っているところでございます。

それともう1つ、生産対策としましては、次年度以降、低コストでしっかりできるような対策をしなきゃいけないというようなことで、1つは、そういうような低コストだったり、そういう取組に対する助成を2月補正で組んでございます。

それともう1つが、これは国の事業を活用するんですけれども、やはり根本的な需給バランスの問題がございますので、主食用米からの転換につきまして助成をするというような事業もございます。それにつきましては、県が支援をすると同額を国も助成をするというような形になってございますので、大きくはこの3本立てで進めてございます。年度当初からも引き続き取組をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○山本伸裕委員 保管する倉庫の費用の支援というのは、ありましたっけ。

○楮本農産園芸課長 これは、国の事業のほうでございまして、もう前年から引き続き実施をされているところでございます。熊本につきましても、JAを中心にその事業は活用してございます。1,000何百トンかが——すみません、ちょっと数字ははっきりあれなんですけれども、そういった部分の保管料について、事業を申請しているというふうに聞いて

てございます。

○山本伸裕委員 分かりました。

もう1点、いいですか。すみません。

今課長言われた転作の問題に関連してなんですけれども、水田活用の直接支払い交付金の補助が、単価が切り下げられたというふうに思っているんですけれども、その影響というのは、県内ではどれぐらい出てくるのか、分かりますでしょうか。

○楮本農産園芸課長 これは、まず6月に、今回の転作の希望について取りまとめをしているようになってございます。6月末がその締切りとなってございますので、その結果を見ないと、ちょっとはっきりどのような状況というのは言えませんので、その時点でまた御報告をさせていただければというふうに思います。

○山本伸裕委員 今転作とか減反とか進められて、それに従って農家の方が協力したら補助が下げられたというようなことになったら、本当たまったもんじゃないというふうに思うんですよね。だから、そういう点では、最初の話にも関連しますけれども、農家の方々が経営を続けられるというか、持続可能なそういうような支援が必要じゃないかと思えますので、国がそういう単価を減らしたという場合、熊本の農家の人たちの影響であるとか、それを補うような支援であるとか、そういうものについても、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○山本伸裕委員 何かございましたら願います。

○楮本農産園芸課長 しっかり取り組んでまいります

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

○荒川知章委員 47ページ、くまもと農業の継承支援事業で、経営継承に向けた取組に対する助成がありますけれども、今年度の実績というか成果というか、何件ぐらいこれがあつたかって分かりますでしょうか。

○高野農地・担い手支援課長 くまもと農業の継承支援事業につきましてですが、本年度は、継承を希望する方をリストアップし、それを登録して公表するというので、ホームページのほうに今10件載せております。

この10件の方々に対して、継承の希望という声が出てきている方たちが、まず4件問合せがございまして、うち3件につきまして、実際にマッチングという形で合わせまして、そのうち1件はちょっと不成立だったんですが、あと2件につきましては、そのまままだ継続して取り組んでいると。

一方で、それ以外の4件ぐらいの方は、手は挙がってきたというのが、地元とか親類とか、ああそういう話もあるんだということ、じゃあ私たちのほうに相談してほしいなということ、手が挙がってきておまして、私たちが期待した以上の別の波及効果というのが、これを公表していくことで出てくるんだなというのを感じているところでございます。

今後、アンケートを行って、250件ほど手が挙がっているものについて、今順次調査をしまして、公表に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○荒川知章委員 これ広報というのは、どのようにされてるんでしょうか。

○高野農地・担い手支援課長 広報につきましては、ラジオCM等を秋に集中して流しておりましたし、あと、そのほか、広報誌等への掲載とかを市町村、JA等をお願いしている形でございます。

以上です。

○荒川知章委員 これは、例えば、別の地域から移住を兼ねてこういうふうに継承したいという事例もあるんでしょうか。

○高野農地・担い手支援課長 県外からの問合せということも、特に新規就農支援センターというものを設けてホームページに上げておりますので、就農の問合せが、昨年度800件を超える問合せがっております。

今年度も、大体昨年度に劣らないぐらいのペースであってはおりますけれども、その新規就農の紹介の一環として、継承という案件についても、希望される方については紹介していくという形で行っております。

○荒川知章委員 これは、専業で大規模にされてないところでも、小規模で兼業でされてるところとかでも、こういう継承というのはあるんでしょうか。

○高野農地・担い手支援課長 継承を希望される方については、基本的に、まず認定農業者の方たちにアンケートを行うところからスタートしております、優良な農業経営体になるだけそのまま引き継いでいく方たちを見つけていきたいというのを優先して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○荒川知章委員 なかなか休閑地が多くなっ

てきて、田舎のほうではなかなか荒らされてるところもありますので、ぜひ、広報もしっかりしていただいて取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 畜産課なんですけれども、43ページ。

地元の養豚されている方が、飼料が足らぬだったと最近言われるのを耳にするんですけれども、やっぱりその飼料という、海外から持ってきてという、そういうイメージがあるんですけれども、ここに自給飼料増産総合対策事業というのがあるんですが、要は、安定した経営ができて、より強くなって強い経営ができてとなると、安定、価格が余り変動しない飼料というのを作っていくというのが一番大事なかなというふうにちょっと思ったりするんですけれども、自分で飼料を作ってるという方、大体どれぐらいいらっしゃるのかなと、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

大家畜、肉用牛と酪農につきましては、ほとんどの方が自給飼料を作ってます。養豚とか養鶏の場合は、粗飼料が要りませんので、例えば農耕飼料のうちのトウモロコシの実だけとかを取る方は物すごい少ないです。

自給率の向上といいますと、どうしても、その大家畜のほうに対して、自分で生産される方の振興を図っていく、自給率を上げる、また、輸入が止まったりとか価格変動に対して対応できるような経営をしていただくという方向に進めておるところです。

あと、養豚等は、今後、飼料用米とか子実用トウモロコシ、その辺の推進も今図ってい

るところです。

以上です。

○吉永和世委員 私が聞いたのは、養豚業者の方なので、もうまさしくその外国から来た飼料という形なんでしょうけれども、それを自前で準備するというのはなかなか難しいことなんですかね。ちょっと分からないので、教えてほしいんですけども。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

養豚の場合は、経営スタートの段階でも余り土地を持ってらっしゃらない方も多くございます。その中で進めにくいところもありますので、耕種農家と連携して、堆肥の供給と、耕種農家が作られた飼養用米でありますとか、そういうのをうまく連携しながらやっていくという方向性が一つあって、実際やられている方もいらっしゃいます。

以上です。

○吉永和世委員 いいやり方があったりとかする場合には、ぜひそういった指導をしていただいて、より安心した畜産というか、それに取り組める環境、国際情勢によって何かこうあまり関係なく畜産業ができるような、そういった体制をぜひつくっていただければなというふうにお願いしたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○吉永和世委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかになれば、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、約5分間休憩いたします。再開は40分からです。

午前11時32分休憩

午前11時36分開議

○末松直洋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループ各課の付託議案について、担当課長から資料に従い順次説明を行います。

なお、委員会はインターネット中継が行われておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

説明資料6ページをお願いします。

最下段の農業近代化資金等助成費は、1の農業経営の近代化に必要な施設整備等と2の営農負債を借り換えるための資金に対する利子補給です。

7ページをお願いします。

上段は、ただいまの2つの資金の利子補給につきまして、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものです。

8ページ、上段の畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借換え資金等に係る利子補給費助成です。

2段目の認定農業者等育成資金助成費は、2の認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資について預託するものです。

9ページをお願いします。

3及び4につきましては、被災された農業者の経営に支障を来さないよう、令和4年度も、引き続き金融支援策を実施するものです。林業及び漁業も同様に実施します。

11ページをお願いします。

下段の林業金融対策費の(1)から下の(6)までについては、森林組合、椎茸農協や樹芸農

協等の多様な資金需要に対応するための貸付原資について預託するものです。

13ページをお願いします。

下段の水産業協同組合指導費について、3の赤潮特約掛金補助と5の漁業共済加入促進支援事業は、漁業共済の加入促進のために共済掛金の一部を助成するものです。

14ページ、1段目の7は、新規事業で、監査の専門家である公認会計士を任用し、漁協に対する検査、指導体制の強化のための経費となります。

2段目の漁業近代化資金融通対策費は、漁船リースなど漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給を行うもので、併せて償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものです。

15ページをお願いします。

金融対策費について、2の漁業振興貸付金は、県海水養殖漁協及び県漁連に対し、事業運営に必要な資金を融資するための貸付原資について預託するものです。

3の漁業経営維持安定対策事業費は、中小漁業者の経営改善のための借換え資金に係る利子補給であり、16ページ中段は、償還期間に係る債務負担行為の設定をお願いするものです。

18ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、林業者及び木材事業者の経営改善等を支援するために貸し付ける無利子の資金です。

最下段の木材産業等高度化推進資金貸付金は、1の林業関係団体等の経営の合理化等のために必要な運転資金を低利で融資するための貸付原資を預託するものです。

2は、木材産業等高度化推進資金の貸付原資について、県は、その2分の1を農林漁業信用基金から借り入れており、借入期間満了により返済するものです。

20ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

以上により、令和4年度当初予算における制度資金全体の融資枠は、令和3年度比で約3億円増となる約233億円余となっております。

団体支援課は以上です。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

21ページをお願いします。

上から4段目、農産物流通総合対策費の説明欄2、地域未来モデル事業につきましては、農林水産分野における企業等の先進的な設備投資に対する助成でございます。

令和3年度は、ハード事業3件、ソフト事業2件の約2億5,000万円を助成いたしました。令和4年度も同程度の助成を予定しております。

下のページをお願いします。

一番上の段の説明欄3、6次産業化総合支援強化事業は、6次産業化に取り組む事業者の商品開発、販売促進等に要する経費を助成するもので、加工、販売施設等のハード整備に対する支援などを実施してまいります。

4、農産物等セールス強化事業は、県産農林水産物の販売促進に要する経費ですが、新たにG I登録産品などの特徴ある農林水産物を、くまもと大使になっていただいております料理人のネットワークを活用して、首都圏の百貨店等へPRしてまいります。

23ページをお願いします。

一番上の段、ブランド確立・販路対策費の説明欄1、くまもと地産地消革新プロジェクト事業は、新規事業でございます。県民の皆さんが地産地消に関心を持ち、県産農林水産物をより多く購入していただくため、SNSを活用した情報発信の強化や県民参加型のイ

ベント等の開催など、くまもと地産地消推進県民条例の理念に沿って、地産地消の取組を推進するものでございます。

次に、下から2段目の新しい農業の担い手育成費の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事業につきましては、他産業から農業参入する企業の誘致と定着に向けた総合的な支援に要する経費ですが、令和2年7月豪雨で被災した地域への農業参入企業に対しましては、引き続き球磨川流域復興枠を設けまして、補助率を3分の1から2分の1に引き上げることとしております。

流通アグリビジネス課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の70ページをお願いいたします。

3段目の林政諸費の説明欄2の森林経営管理制度運用支援事業につきましては、令和元年度にスタートしました森林経営管理制度について、その運用主体である市町村を支援するためのサポートセンターの運営に係る事業でございます。

また、3の林業イノベーション現場実装推進事業は、例えば林業現場におけるドローンの活用など、現場での作業の省力化等につながる新技術について、その効果の検証、導入への助成を行う事業でございます。

新規事業である4の持続的な森林管理のための施業情報等整備事業は、市町村での森林経営管理制度の運用に当たり、必要となるそれぞれの森林での過去の伐採等の履歴情報を市町村へ提供するために、森林クラウドシステムへ情報として登録するものでございます。

71ページをお願いします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費の説明欄1の防災・減災・景観保全森林整備事業につきましては、森林所有者における管理が困難な人工林の強度間伐や作業道の整備への

助成を行うものでございます。

2の次世代につなぐ森づくり事業は、伐採跡地の確実な造林のため、植栽や広葉樹への転換、造林後の保育について助成を行い、森林所有者の負担軽減を図るものでございます。

下の3の森林吸収量クレジット化推進事業は、新規事業でございますが、国の温暖化対策の促進のための森林吸収量の認証制度を利用しまして、森林吸収量のクレジット化を促進するため、制度の周知や認証申請手続きのサポートを行うコーディネーターを配置するものでございます。

4の新規事業でありますエリートツリー苗木生産拡大事業につきましては、成長に優れたエリートツリーの普及について、苗木生産事業者の採種園の整備に対し助成等をするほか、ヒノキについては、近年苗木需要が低迷しており、事業者による採種園の整備が期待できないことから、新たに県でのエリートツリーの採種園の造成を進めるものでございます。

5の新規事業であります伐採届出制度運用推進事業につきましては、適正な伐採の推進のため、森林法に基づく伐採届出制度について、森林所有者等への周知や、これを運用する市町村への現地研修を行うものでございます。

また、6の新規事業でありますシカ被害造林地機能回復支援事業につきましては、鹿被害が発生した造林地における補植や鹿被害防止施設の復旧に対する助成でございます。

8の新規事業であります災害に強い森づくり先導推進事業につきましては、近年異常気象による山地災害の発生が頻発化、激甚化する中、林業と県土保全の両立化を図るため、森林施業に当たっての土砂災害のおそれがある箇所への予測に必要な情報の提供や林業事業者での林地保全の配慮への取組について助成を行うものでございます。

73ページをお願いします。

5段目の林業公社貸付金の説明欄、林業公社事業につきましても、熊本県森林整備資金貸付条例に基づく林業公社への貸付け等を行うものでございます。

下の最下段の流域総合間伐対策事業費の説明欄、間伐等森林整備促進対策事業につきましては、用途別の木材需要に的確に対応するための間伐材の伐倒、搬出や路網整備に対する助成を行うものでございます。

75ページをお願いします。

2段目、造林事業費の説明欄1の森林環境保全整備事業につきましては、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など、一連の造林事業に対して助成を行うものです。

下のページをお願いします。

最下段、試験調査指導費につきましては、説明欄に記載のとおり、林業研究・研修センターの試験研究などに要する経費となっております。

77ページをお願いします。

3段目の県有林費についてですが、下の1段目の県有林造成事業費の説明欄のように、県有林での森林整備など、県有林の整備や管理に要する所要の経費を計上するものでございます。

森林整備課の説明は以上でございます。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

79ページをお願いします。

4段目の国庫支出金返納金は、説明欄のとおり、森林整備促進及び林業等再生基金事業国庫返納金で、これまでに当該事業で資金融通した事業主体からの償還金等を国庫に返納するものでございます。

最下段の林業労働力対策事業費は、林業担い手の確保、育成を図るものですが、説明欄1の次世代林業・担い手強化支援事業は、ド

ローン等の新技術を活用し、林業イノベーションを進めるため、林業事業体へ助成を行う新規事業です。

80ページの2、林業・異業種連携機械導入支援事業及び3、林業・異業種連携促進対策事業は、建設業等の異業種と林業の連携を推進することで、林業における多様な担い手の確保につなげる事業です。

5のくまもと林業大学校人財づくり事業は、林業就業希望者に対し、林業に必要な技術と現場力を習得させるための長期課程や既に林業に就業している者に対し、さらなる技術力向上を図る短期課程など、くまもと林業大学校の運営に要する経費です。

81ページをお願いします。

2段目の木材産業振興対策費は、説明欄のとおり、木質バイオマス燃料の安定供給を行うため、木質ペレット製造業者等に対する助成です。

3段目の県産木材需要拡大対策費は、あらゆる場面で県産木材の需要拡大を図る予算ですが、説明欄1のくまもとの木の家づくり推進事業は、産地や構法にこだわった家づくりを行う地域住宅生産者グループ等に対し、産地見学会などの各種取組への助成を行うものです。

82ページの3のくまもとの木を活かす木造住宅等推進事業は、県内で木造住宅等を建築する工務店等に対し、県産木材の柱や板を提供する事業です。

4のくまもと間伐材利活用推進事業は、間伐材の利用拡大を図るため、流通経費の一部を市町村を通して助成する事業でございます。

83ページをお願いします。

1段目の木材需給安定対策費ですが、説明欄のくまもと県産木材SCM構築対策事業は、今後需要が見込まれる中大規模木造建築物等に対する新たな流通体制の確立に向け、システムの導入や実証に対し助成を行うもの

です。

最下段、林業・木材産業振興施設等整備事業費については、説明欄、林業・木材産業振興施設等整備事業で、製材所など木材加工流通施設等の整備に対し、国庫補助を活用して助成を行うものです。

84ページ、1段目の林道費は、森林整備や林業生産性の向上、山村地域の生活環境の改善等を図るための林道整備に関する予算です。

2段目の林道事業費から85ページ、2段目の単県林道事業費まで、それぞれの説明欄のとおり、県営による林道開設や市町村営林道の開設、改良等を行うものです。

85ページ、4段目の過年林道災害復旧費は、一昨年の7月豪雨や昨年の8月豪雨など、過年に発生した災害により被災した林道の復旧を行う市町村へ助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

86ページをお願いします。

3段目、林政諸費です。

説明欄2の森林サービス産業創出支援事業は、7月豪雨災害からの復興を図るため、森林空間を活用して、観光、レジャー、健康などの分野で新たなビジネス創出を支援するもので、人吉・球磨地域をモデル地区としてプラン作成を行う地域協議会に対する助成です。

87ページをお願いします。

1段目、水とみどりの森づくり事業費です。

説明欄1の県民の未来につなぐ森づくり事業は、県民参加の森づくり活動や森林公園の整備、森林環境教育等を実施するNPO法人等に対する助成です。

2のシカによる森林被害調査・地域対策支援事業は、県が実施する鹿被害調査に要する

経費のほか、効率的な鹿捕獲手法の検討などの被害対策を実施する地域協議会に対する助成です。

88ページの2段目、治山事業費です。

説明欄1の治山事業は、山地災害箇所への復旧及び予防工事で、施工箇所は県内一円でございます。

2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、令和2年7月豪雨により発生した山地災害で、緊急かつ集中的に実施が必要な治山事業で、被害の大きかった県南地域を中心に実施します。

3の山地災害未然防止対策事業は、新規事業で、山林内の危険箇所の調査、点検をコンサル等に委託して実施するものや山地防災の講習会など、県民の防災意識向上に役立てる経費で、事前防災としてソフト対策の充実強化を図るものです。

4の山地防災情報共有システム構築事業も新規事業で、これまで紙で管理してきた治山台帳や林地開発許可地の情報をデータベース化するもので、災害調査や業務の効率化を図っていくものです。

89ページをお願いします。

1段目、緊急治山事業費です。

説明欄1は、山地災害箇所を緊急に実施する復旧事業に要する経費で、令和4年発生した山地災害に備え、待ち受け予算をお願いするものです。

2の7月豪雨に係る緊急治山事業で、令和2年度の明許繰越費のうち、3年度に契約できなかった箇所の予算を新たに付け替えるものです。前半グループで農林水産政策課長から説明のあった森林保全課の予算が大きく増えたというのは、この事業によるものです。

91ページをお願いします。

1段目の保安林整備事業費は、保安林の水源涵養機能や土砂流出防止機能などを維持強化するため、下刈りや本数調整伐、流木対策等の森林整備を実施するものです。

下の92ページの2段目の過年治山災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した治山施設の復旧事業に要する経費です。

3段目の現年治山災害復旧費は、令和4年度に治山施設の被災に備えて待ち受けで予算をお願いするものです。

森林保全課は以上です。

○堀田水産振興課長 94ページをお願いします。

浅海増養殖振興事業費の説明欄1、スマート養殖業普及拡大事業は、魚類養殖における労働負担の軽減や収益性の向上のため、ICTを活用した自動給餌システムやセンシング機器の技術開発を行う取組に対して助成を行うものです。

2の「クマモト・オイスター」生産・ブランド化推進事業は、クマモト・オイスターの種苗生産技術や養殖技術を向上させ、新たな産業として育成を図り、本県を代表する熊本ブランドとして確立を図るため、市場調査、生産協議会等の運営についても経費を見ていくものです。

96ページをお願いします。

上段、水産業改良普及事業費の説明欄の3、未来の漁村を支える人づくり事業は、新たに漁業就業を希望する方々が円滑に就業定着できるよう支援するほか、漁業者のさらなるスキルアップを図る研修体制を整備し、未来の漁村を支える人づくりを推進するものです。また、高齢化等の理由で廃業する漁業の魚家の経営継承を推進する仕組みづくりについても支援するものです。

97ページをお願いします。

1段目、水産資源保護育成事業費の1、有明海・八代海再生事業は、有明海、八代海における魚介類の生息環境調査や増養殖技術開発を通じて、漁業の再生と生息環境の改善を図るものです。

2のさかなを守り育む豊かな海づくり事業

は、沿岸市町や漁協と協力をしながら、マダイやヒラメ、クルマエビなど、漁業者のニーズを踏まえた効果的な種苗生産や共同放流に対する助成と併せ、資源管理取組に要する経費を計上したものです。

98ページをお願いします。

2段目、漁業調整費の熊本県漁獲情報デジタル化推進事業は、漁業法の改正によって義務化された漁獲報告について、漁業者や漁協の負担を軽減するためのシステムを構築するためのものです。このシステムで収集した貴重な情報につきましては、水産資源の保護や漁場の適切な管理に活用するため、データの見える化を併せて図るものでございます。

99ページをお願いします。

最下段の漁業取締費につきましては、2の漁業取締船代船建造事業は、現在漁業取締りを行っている漁業取締り船「ひご」及び「あまくさ」の2隻が、船体及び主機関等の老朽化によりエンジンの速力が低下するなど、悪質巧妙化、組織化した違反への対応が難しい状況になっていることから、後継船として、110トンの高速船1隻を建造するものです。

また、100ページの2段目、漁業取締船「ひご」・「あまくさ」代船建造事業で、債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、後継船の建造を令和4年に開始し、令和5年度中の竣工を目指しており、複数年度にわたる事業となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、最下段の水産研究センター費につきましては、2のブリ親魚養成・採卵技術開発試験と、次ページ、101ページになりますけれども、上段、3のブリ人工種苗量産技術開発試験は、より養殖に必要な種苗を確保するため、ブリ親魚養成技術と採卵技術、人工種苗の量産技術を確立し、人工種苗の供給体制の構築を目指し、本県のブリ養殖業の振興を図るものです。

水産振興課からは以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

103ページをお願いします。

4段目の水産環境整備事業費は、生産力が低下している漁場において、生産力の回復を図り、水産資源を増加させるために、覆砂等による底質改善や藻場の造成等を実施するための経費です。

6段目の漁港関係海岸保全事業費の説明欄の1は、県管理の漁港海岸の堤防、護岸等の整備に要する経費です。

104ページの説明欄の2は、同じ事業の市町に対する助成です。

3の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費は、災害により海岸に漂着した流木等の処理に要する経費です。

2段目の単県漁港改良事業費のうち、説明欄の1は、漁港、漁場及び海岸施設の小規模な整備に要する経費で、2は小規模な補修に要する経費です。

105ページをお願いします。

説明欄の3、水産基盤整備交付金は、物揚げ場や護岸などの水産基盤の整備や食害生物の駆除や被覆網の設置、海底耕うん等の漁場の保全、回復に資する事業を実施する市町等に対する交付金です。

2段目の漁港管理費は、漁港及び漁港海岸の日常の維持管理に要する経費や牛深漁港の浄化施設の維持管理、運営に要する経費などです。

106ページの1段目、漁港施設機能強化事業費は、防波堤や岸壁等のかさ上げや耐震化など、漁港施設の機能強化に要する経費です。

2段目の漁村再生整備事業費は、漁村の再生を支援するための物揚げ場などの生産基盤や集落道などの生活環境の整備に要する経費です。

3段目の漁港関係港整備事業費の説明欄の

1の水産物供給基盤機能保全事業費は、防波堤や護岸の保守、泊地のしゅんせつなど、施設の長寿命化対策に要する経費です。

牛深ハイヤ大橋もこの事業ですので、別添の資料で御説明いたします。

別添の資料をお願いいたします。別添の資料で、表題が、牛深ハイヤ大橋損傷への対応状況と今後の予定についてという資料です。

この1ページをお願いします。

左側の枠の牛深ハイヤ大橋の概要ですけれども、水産物の流通促進を目的に建設をして、平成9年度に供用しております。総事業費122億円、橋長883メートル、左下の航空写真のように曲線の橋梁で、牛深漁港の漁港施設でございます。この支承の一部を損傷して、昨年8月27日に全面通行止めになりました。損傷は、左下の写真の中の赤の丸印の3か所と黄色の丸印の軽微な損傷5か所の計8か所です。昨年9月の定例会で応急対策に係る補正予算を認めていただきまして、応急対策工事を行い、12月24日に通行を再開いたしました。また、損傷の原因究明及び恒久対策を検討するために、橋梁の専門家による技術検討委員会を設置しまして、11月2日に第1回委員会を開催して意見を伺い、調査、検討を進めているところでございます。

2ページは、応急工事の概要でございます。

上のアンダーラインを引いていますが、損傷した3か所につきましては、右下に3枚写真がありますが、支承の内部にある破断したローラーや支圧板を取り出して、そこに鉄板とテフロン板を入れて交換をしまして鉛直支持力を回復して、次に、支承の両側にコンクリートブロックを設置しまして、地震や風などによる横方向の力を抑制し、さらに、地震等による落橋防止のために、支承の前後に段差防止施設を設置しております。

軽微な損傷箇所については、黄色のアンダーラインを引いてますが、段差防止施設の設

置のみを行っております。ここで9か所と書いていますが、これにつきましては、左下の写真のように、支承は1つの下部工の上に2か所あります。この片方のみが損傷していても、反対側の左右両方とも段差防止施設を設置いたしております。

具体的には、1ページの左下の航空写真で御覧いただきますと、左から順番に行くと、損傷の8が黄色丸がありますが、その横の損傷していない緑色の支承にも設置をしています。同様に、損傷の⑤、損傷④、③の横の緑の支承にも設置をしておりますので、この4か所も含めて9か所になります。この9か所と3か所の合計で12か所で対策を実施しております。

3ページをお願いします。

現在、技術検討委員会で専門家から御意見を伺いながら、損傷の原因究明と恒久対策検討に向けた調査を進めているところです。損傷の原因については、ここに書いています①から③の3つの観点から調査を進めております。

①は、工事の施工に関してですが、施工された橋梁の現在の形状等を測量いたしまして、工事が設計どおり正確に施工されているかなどを確認いたします。現在、現地の測量は完了しておりますので、その結果を設計値と比較して、差異等の確認を行っているところです。

②の材料に関しましては、損傷した部材を取り出しまして、損傷した箇所の表面や内部の観察、強度の試験、成分分析等を行い、材料の品質を確認しているところでございます。

③の設計に関しましては、桁や支承の移動量と温度や支承にかかる荷重等の計測を行うとともに、当初設計内容、構造計算等の照査を行っているところです。

そして、④の恒久対策の検討につきましては、この今の各調査の結果を踏まえまして、

3次元モデルを作成して、橋梁の実挙動や応力等を再現、解析することによって、損傷原因の特定及び恒久対策工法を選定することとしております。

4ページは、恒久対策に向けた予算でございます。

左の1は、恒久対策工事等を行うための調査、検討及び工事に要する経費で、現時点の想定事業費5億8,600万のうち、先議で御承認いただいた2月補正分の2億6,800万円、そして4年度当初予算が、応急対策工事で設置している仮設資材等の賃料及び恒久対策工事に要する経費で3億1,800万でございます。

右側の2は、耐震対策の検討でございます。

近年頻発する大規模地震への対応として、現在の技術基準に基づいて、ハイヤ大橋の耐震性能の照査をしまして、耐震補強対策の検討を行うための経費で、1,700万でございます。

なお、検討の結果、耐震対策の工事が必要となった場合には、工事に手戻りが生じないように、恒久対策と耐震対策を併せて設計し、実施することといたします。

5ページをお願いします。

今後のスケジュールです。

12月の下旬から通行を再開しておりますので、恒久対策はできるだけ車を通しながら進めていきたいと考えております。11月の第1回技術検討委員会で、調査内容、方針について意見をいただいて、現在順次調査を進めているところです。

検討委員会の第2回以降を、ここに3つの段階に分けて示していますが、次は、工事の施工及び材料に関する調査の結果の確認と構造解析の手法について、その次は、その構造解析の結果、それと当初設計に関する調査結果の確認及び恒久対策の方針について、その次が、恒久対策工法及び対策完了後の維持管

理方法についてというように、段階ごとに御意見、助言をいただいて進めてまいりまして、これを踏まえて、恒久対策工の設計を行い、工事に着手するという手順で進めてまいります。

恒久対策工事の実施に向けて、多くの調査をいたしております。また、工法の検討も慎重に行っておりまして、現時点で明確に何月頃という着手時期はお示しできませんが、できるだけ早く工事に着手できるよう、しっかりと検討を進めてまいります。

以上でハイヤ大橋に関する御説明は終わりました。説明資料にお戻りいただきまして、106ページをお願いします。

106ページ、3段目の説明欄の2の水産基盤整備調査事業費は、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施のための調査を行う市町に対する助成です。これは、有明海における漁港のしゅんせつ土砂の受入れ地を県と熊本市、玉名市、宇土市が共同で宇土市管理の住吉漁港に整備することとし、令和4年度は、環境調査を予定しておりまして、事業主体となる住吉漁港管理者の宇土市への国の補助金の間接補助でございます。

土砂受入れ地整備費用のうち、国の補助を除いた地方負担分につきましては、そこに投入する土砂の量に応じまして、県と3つの市が負担することとしておりまして、この3の漁港漁場整備事業負担金は、その県の負担金です。

107ページをお願いします。

1段目の水産生産基盤整備事業費については、説明欄1が県管理漁港について、2が市町村管理漁港における漁場、藻場、干潟、養殖場の整備や防波堤や物揚げ場などの漁港施設の整備に要する経費です。

2段目の漁港機能増進事業費は、安全性や利便性など就労環境の改善や漁港機能の増進のために要する経費です。

3段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費

は、海域に流入する流木等の回収、処分に要する経費です。

最後、108ページの現年漁港災害復旧費は、災害が発生した場合に備えた待ち受け予算です。

漁港漁場整備課は以上です。

○末松直洋委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 96ページ、水産振興課、お願いします。

水産業改良普及事業費の中の3番ですね。未来の漁村を支える人づくり事業ということで、1,700万予算が組んでありますが、これは、農業後継者とか林業後継者とかという話はよく聞きますけれども、水産業の後継者を確保していくための事業ということだというふうに先ほどの説明では受け取ったんですが、具体的にはどういうことをなさってらっしゃるのか。例えば水産高校というのもあるんですね、県内には。そういうところに対する助成なのか、ちょっと具体的に教えてもらえればと思います。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

お尋ねの未来の漁村を支える人づくり事業の中での新規就業者確保に対する事業につきましては、新規就業者を確保するため、就業前、就業中、就業後のそれぞれの段階に応じたメニューを用意し、きめ細かい支援を行っております。

具体的には、熊本県漁業就業支援協議会を

設置しまして、漁業就業フェア等への出展、体験漁業の開催などの支援、また、就業希望者と指導者、漁村環境等、マッチングの支援、また、水産研究センターに漁業学校を開設しまして、国の研修制度を活用し、就業前の研修を実施するなどしております。さらに、リースによる漁船、漁具等の整備を支援するため、漁協等への支援を行っております。さらに、独立後に研修を実施し、就業者のフォローアップを行っておりますが、これは、新たな技術の積上げ等に対する支援でございます。

また、漁業継承の取組としまして、来年度から、例えばノリ等で、大変、機械等を持ちながら経営が困難になったような事業者からその施設等を継承して、別の方が事業を立ち上げるための、まずはそういった情報の収集等を行っていくと、情報収集を行った上で、そういった方々とマッチングを図っていくというような事業に取り組もうということで考えております。

水産振興課は以上でございます。

○前川収委員 ぜひ未来を支えていただく人づくり、漁業者をつくるということには頑張ってもらいたいと思いますが、ちょっと疑問があるのは、農業は農地を取得することが最終目標で、それは段階的にやっていくんですけども、漁業の場合は、組合員になって、組合員にならないと漁業権との絡みが出てきて、誰でもすぐに入っていけるという環境ではないのかなというふうに思っておりますけれども、その辺はどうなんですか。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

確かに漁業権というのがございまして、漁業権については、各漁協さん、沿海であれば、37漁協に対して漁業権の共同漁業権というものを免許しております。また、それとは

別に、養殖に対しての区画漁業権といったものを免許して、漁協で管理していただくというようなことを行っております。

そういう中で、当然、漁業権の更新につきましては、漁業権で漁業を営まれる方々については、組合員として加入をしていただく必要もありますし、それとはまた、漁業権とは別に、県で許可を行っている許可漁業というのがございます。これは、一般的に、刺し網であったりとか、まき網であったりとか、そういう漁獲圧がある程度高いもの、そういったものについては、県のほうで許可という形でしておりますが、それにつきましても、漁協との調整、そういったものも他の漁業者との調整といったものが出てきますので、ある程度、そこはやはり漁協さんに担っていただくという形を今取っておりますので、基本的には、やはり漁協さんのほうに加入いただくような形で、その方々に支援していくというような形で、今は対応しておるところでございます。

○前川収委員 漁業といえば、漁港があって、その漁港に船を置いてあって、その船に乗って海に出ていくという前提から見れば、その地域に根差した人じゃないとなかなか新規参入は難しいなということを感じておりました。

例えば、私は菊池市に住んでおりますが、私みたいな菊池の人間が、職業として、例えば漁業をしたいというときに、通いながら――誰でもみんな家から通って仕事をしてるわけですから、それはそれで行って、行こうと思って漁業者になろうとすればできるんですか。

○堀田水産振興課長 冒頭にお尋ねあった漁業権につきましては、関係地区というのを定めます。おっしゃったように、その漁業権に主に関係するその漁村、必ずしも市町村区域

にはこだわらないところありますが、その漁業権に応じて、そこで漁業を営める環境の方という形なので、基本的に、それと全く違うところの地域の方というのは、そこに参入するというのであれば、若干難しいところはあるかと思えます。

基本的には、その地区で漁業を営まれるということであれば、漁港を利用し、漁協と組合員としてしっかり地元で漁業に携わっていただく、当然、漁業については、いろいろな様々な方が利用されますので、その地元のルール、それと県で許可するときのルール等も十分知っていただく必要があるというふうには考えています。

○山田水産局長 すみません、補足をさせていただければと思います。

やはり漁村というのは、皆さんがお考えのとおり、閉鎖的なところも多少あるかと思えます。ただ、逆に、やはり漁村でも漁業者の数が減っていて、何とかやっぱり地域を振興していきたいと思われている方も当然いらっしゃいます。

ですから、私どもは、そういう漁協さんと新しく漁業に就業したいという方々の仲介役をできればというふうに考えておまして、先ほど水産振興課長が申し述べたような事業に取り組んでいるところでございますが、実際、令和2年度の状況を見ますと、30の方が新しく新規就業されておりますけれども、いわゆる親元就業というのが15名、それ以外が15名ということで、普通何か親元だけかなと思われるかもしれませんが、そういう部分は少しでも開拓できるように現在進めているところでございます。

○前川収委員 分かりました。非常に閉鎖的な感じの中で、親元以外にはできないのかなというのが、一般的なイメージとしてあるので、今局長のお話を聞けば分かりました。そ

の親元以外でいけば、定着していく覚悟を持っていこうと思えば、その漁村以外の方であっても、地域以外の方であっても、そこに入っていけるということだというふうに受け止めております。いろいろな予算を使って漁業振興をしっかりとやっていこうということで頑張っているわけでありまして。有明海を宝の海に戻そうということで皆さんも頑張っていってまいります。

ただ、漁業者がもうじり貧でだんだんだんだんいなくなるということが根幹的な課題、これはさっきの農業の話も同じだと思いますが、やっぱり問題になるというふうに思っていますので、ぜひ、漁業種とはいえ、いろんな門戸を開いて、やりたい意欲を持って、親から押しつけられたじゃなくて自分がやりたいというふうに思っていく人たちには、参入できるようなチャンスを、ぜひ、こういう予算もつくって使ってやってもらえればと思います。

以上です。答弁は要りません。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 72ページですけれども、7番目の自伐林家等育成対策事業というのがありますけれども、一昨年7月豪雨のときに起きた土砂災害の原因箇所というのは、180か所以上が林道とか皆伐地とかなんかだと新聞に載ってましたけれども、そういった、その皆伐型の林業に対して、家族で経営できる自伐型林業というのは、私は大きなポイントだと思っています。ですから、こういった、まず教育ですね。自伐林家の育成に関するこの経費というのは、900万用意してありますけれども、これは、何人ぐらい対象で、どれぐらいの期間が、どこで行われるのでしょうか。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございま

す。

自伐林家の関係での御質問でございますけれども、この自伐林家の育成の対策の事業でございますが、これ概要を申しますと、自伐林家について、新規に自伐林家になられようという方たちがやろうとするときに、安全対策だとかそういうところについて、不十分な場合もあるものですから、そういうところでまず研修を行ってございます。

それと自伐林家の方たちが、林業研究グループを例えばつくられたみたいで、県内に450名ぐらい林業研究グループございますけれども、そういうところで研修を開こうとかいうときに、そこに今8万円ほどの助成をしてございます。そういったような事業を展開しているところでございます。

○磯田毅委員 自伐型林業の根幹というのは、やっぱり林道を造り出していくというのが一番ポイントになると思います。そういった面で非常にこの技術力の高い作業だと思いますので、そういった教育、育成を強く願います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 漁港漁場整備課だったかと思えます。

牛深ハイヤ大橋損傷の問題で、以前の委員会で、私、同じ構造の京都だったかと思えますけれども、橋が、やはり支承が損傷しているということで、ちょっとその関連性があるのかどうかについて、情報共有しながら、もしそういった状況があれば、連携して対策なんかも取り組む必要があるんじゃないかというような発言をしたんですけれども、その後、その向こうとの情報のやり取りというのは何かあったのでしょうか。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

他県の例につきましては、対応の状況について、一応問合せをさせていただいております。

現時点で確認できておりますのは、舞鶴が令和2年9月に通れなくなったと。そして、対策を行って、応急対策、恒久対策も含めて行って、令和3年10月下旬に通行を再開しているところだそうです。あそこはローラーが壊れました。復旧工法は、原形復旧でされております。通行止めから完了までが13か月でした。

損傷の原因につきましては、支承のローラーの内部に製作時にひびが入っていたというようなことでした。そして、そういうことで、そこに長期間で力がかかって壊れたというふうに推察されているということで伺っております。それで、元のとおり適正なローラーと入れ替えて復旧をされているということを確認いたしております。

以上です。

○山本伸裕委員 牛深の場合も、その支承の損傷状況ということで、ローラー破断というところの写真が出ておりますけれども、要するに、支承の設計あるいは製造の段階で、何らかのその構造的な損傷に至るような問題があったのかなかったのか、これからその原因調査を進められていくのかと思えますが、場合によっては、その対策の費用であるとか、連携を取れば圧縮できる可能性は出てくるんじゃないかなと思ってるんですね。そういう点で、しっかり何ていうか、同じような状況であればあるほど、連携しながら対策を検討していただければと思いますので、よろしく願います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

か。

ほかにありませんか。

○荒川知章委員 97ページ、有明海・八代海再生事業で、生息環境調査があると思うんですけども、令和2年の7月豪雨から、八代海の魚とかエビとか、それまでもだんだん取れなくなってきたんですけども、2年の豪雨災害から、またさらにエビとかなかなか取れない状況で、その水害との関係の調査をされてるかと思うんですけども、現在のその調査の状況というのを教えてもらえますか。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

八代海のほうでの豪雨の関係につきましては、それぞれ所管するところにつきまして、水産振興課、それと他課で分担しまして行っております。

お尋ねの件、1つには、具体的には、芦北のほうで、豪雨災害後に海底で漁具等が引かかる等の苦情、そういったものもあっておりまして、そういったものについては、漁協のほうに赴いて、具体的に調査内容等を打ち合せ、執り行うこととしております。

○荒川知章委員 漁獲量も下がってきて、7月豪雨の関係もあるかもしれませんので、なかなかかなりわいとしても厳しい漁業者も多いと聞きますので、ぜひ、担い手とか、自分の息子に継いでくれとなかなか言えないというような状況も聞きますので、その辺も今後また取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○荒川知章委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第40号、第48号及び第49号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議ありという声ですが、どの議案に。

○山本伸裕委員 40号議案については、挙手をお願いします。

○末松直洋委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第40号について、挙手により採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○末松直洋委員長 賛成多数と認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第48号外1件について、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号外1件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産政策課から、その他報告事項、①から④まで一括して御説明させていただきます。

まず、①熊本県産アサリ産地偽装対策・再生に向けた取組についてをお願いします。

アサリの産地偽装問題につきましては、2月24日の先議において、現状及び対応状況等について御説明いたしました。

今回、その他報告事項として、その後の状況及び進捗について御説明させていただきます。

資料には、前回と重複するページもありますので、重複するところは説明を一部省略させていただきます。

それでは、1ページをお願いします。

1ページ及び2ページは、アサリを取り巻く現状です。本県のアサリ漁獲量が近年激減していることが分かります。

3ページ、4ページをお願いします。

こちらもアサリを取り巻く現状です。

4ページでは、外国産アサリの8割が、いわゆる下関ルートを通じて全国に流通している現状を前回御説明いたしました。

6ページをお願いします。

アサリ産地偽装に対するこれまでの対応の熊本県措置分です。

一番下の行に、一昨日、3月9日に指示、公表したコン・ブリオ株式会社の事案を追加

しております。熊本県宇土市の事業者が、中国産等であるにもかかわらず、熊本県産と表示して販売していたケースになります。

7ページをお願いします。

国、他自治体措置分ですが、一番下の行、合同会社リュウセイは、先ほどのコン・ブリオと同じ男性が代表を務め、事務所も同じ会社で、コン・ブリオと同様に、一昨日に国から指示、公表されております。

10ページをお願いいたします。

産地偽装110番に、これまでに349件の情報提供がっております。情報提供元は、主に県外が多くを占める状況です。

12ページをお願いいたします。

2月補正予算での熊本県産アサリの産地偽装対策、再生に向けた取組の概要です。

2月28日の本会議で議決いただき、Ⅱの(1)熊本県産アサリブランド再生協議会のように、既に本格的に動き出しているものもございます。これから順次事業を進めてまいります。

次のページから各取組の概要になります。

13ページをお願いします。

アサリ産地偽装根絶に向けた取組の概要です。

環境生活部の取組となります。主に疑義案件に対する立入検査の実施、DNA検査、悪質案件に対する告発の検討などの取組です。

14ページからは、農林水産部の取組です。

昨日、3月10日に、熊本県産アサリブランド再生協議会の第2回を開催いたしました。第2回では、産地偽装を防ぐ熊本モデルの流通、販売の仕組みやブランド力向上の取組について議論いたしました。

16ページをお願いいたします。

昨日の再生協議会で議論された新たな流通、販売のスキームである熊本モデルについて御説明いたします。

熊本モデルは、まずは、モデル的な実証を経て、本格運用に至るよう、第1ステージと

第2ステージに分けて実施してまいります。

第1ステージは、4月から5月にかけて実証を行います。

ポイント1、アサリ流通の見える化は、県漁連ホームページで入札結果やアサリの漁獲情報について公表、認証した販売協力店への産地証明書の発行などを行います。

ポイント2、他産地アサリとの混入抑止は、管理された下での砂抜き、選別の実施、ネットにアサリを入れて封印をした荷姿に統一などを行います。

ポイント3、持続的にアサリの品質が確保できる体制整備は、小売店が求める砂抜き、選別レベルを満たすことのできる認定工場による品質の統一などを行います。

以上が4月から5月にかけて行う第1ステージで取り組む内容となります。

また、実証段階を終えた6月以降の第2ステージは、デジタル技術を活用した体制へ移行していきます。

17ページと18ページを見開きでお願いいたします。

17ページは、従来の流通体系、18ページは、熊本モデルの第1ステージとなります。

17ページの左下に、これまでの流通で不足していた点を3点挙げております。

1つ目は、入札情報が未公表だったため、どれだけ天然の県産アサリが漁獲されているのか分かりませんでした。

2つ目は、加工後の荷姿が様々で、流通の過程で誰でも開封小分けが可能な状態での流通がありました。

3つ目は、消費者側からは産地の確認ができない状態でした。

そこで、新たに取り組むモデルは、これらの点の改善を図ることで、消費者が安心して購入できる流通体系となるように考えています。

18ページの下に、熊本モデル第1ステージの特徴をまとめています。

1つ目、ホームページで入札情報や漁獲情報を公表し、熊本県産アサリの漁獲状況を広く周知します。

2つ目は、アサリの砂抜きは、全て県漁連が認定する工場でのみ行うこととします。これにより、砂抜き、選別以降の流通段階での他産地アサリの混入防止が図られます。

3つ目は、県漁連が販売協力店へ直接産地証明書を発行します。これにより、消費者によるアサリ産地の確認が可能となり、流通の見える化が図られます。

そのほか、DNA検査の実施も含めて、監視体制を構築したモデルが第1ステージの熊本モデルとなります。

19ページをお願いします。

6月以降の第2ステージの熊本モデルのポイントを5つまとめております。

第2ステージは、第1ステージの流通体制をベースとしており、流通の流れ自体の大きな変更はありませんが、デジタル化による監視体制の強化や産地証明書等の発行作業やデータ管理の省力化が図られることが特徴となっています。

下の20ページが第2ステージの具体的なイメージです。

ポイントは、デジタル化を図り、データベースのクラウドを利用する点です。データベース上には、流通ルートの全てが登録され、流通の見える化が図られます。

21ページをお願いします。

熊本モデルの構築に欠かせないアサリのDNA分析についてまとめております。

上から3つ目の丸、農林水産消費安全技術センターが全国で唯一の検査機関となっています。

県では、2月8日の知事から国への要望の中で、技術移転を要望しておりましたが、既に水産研究センターへの技術指導が実現しております。今後、水産研究センターにおいて、DNA検査を行うことが可能となってお

ります。

下の22ページは、熊本県産アサリのブランド力向上プロジェクトになります。

県産アサリの販売再開に合わせ、熊本モデルを広くPRしていきます。

まず、モデル販売協力店との協定締結を3月下旬から4月上旬に行うことを考えています。その後、4月中旬から知事によるトップセールスを行い、さらに販売協力店での熊本モデルの周知と販売促進を目的としたフェアイベントの開催を考えています。

以上が昨日の再生協議会で議論された産地偽装防止とブランド力向上の取組内容になります。

次に、25ページをお願いします。

県産アサリへの信頼性を確保する取組になります。今議会の代表質問で知事が表明した新たな取組になります。

まず、蓄養が行われている漁協に対するアサリ振興関係補助金の除外です。

産地偽装の温床と指摘された輸入アサリの蓄養を排除していくため、産地偽装につながる蓄養がいまだに行われている漁場を管理する漁協に対しては、県産アサリの振興に関する県の補助金等は交付しないこととしております。

また、下の26ページのとおり、産地偽装アサリを根絶し、純粋な県産アサリを守り育て、適正に販売、流通していくための本県独自の条例を6月議会で提案できるよう、策定に着手しております。

この条例では、県の責務をはじめ、漁業者や事業者等の役割を定め、連携、協働して、一体となって、産地偽装アサリ一掃、純粋な県産アサリの生産、流通に取り組むこととしております。

以上、御説明した内容により、県産アサリの産地偽装対策と再生にしっかりと取り組み、熊本ブランドの再生に向け、知事を先頭に、しっかりと取り組んでまいりますので、

よろしくお願い申し上げます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について御報告いたします。

その他報告資料②をお願いします。

1ページをお願いします。

表の左から2番目、影響額の欄の一番下の(計)の欄を御覧ください。

令和3年11月から令和4年1月までの3か月間の影響額は、7.3億円となっており、昨年度の同時期の影響額と比較しますと、前年比5割強と影響は縮小しております。

品目別に影響が大きかったものは、特に1番は米となっており、低価格の令和3年東日本産米の販売を継続し、県産米の販売単価が低下したことによるものです。しかしながら、1月は、11月補正予算でお認めいただいた県支援事業の活用による販売促進等の結果、単価は下げ止まっております。

2ページをお願いします。

2ページ以降は、農林漁業者に対する支援策について、県だけでなく国等の支援策を含め、総合的に取りまとめたものです。この支援策一覧につきましても、関係団体を通じ、周知、活用促進を図るとともに、県のホームページに掲載、随時更新しております。

次に、災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について御報告いたします。

その他資料③をお願いいたします。

この報告は、毎議会ごと、当委員会と建設常任委員会で御報告しているものです。

1ページをお願いします。

まず、1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況です。

上段のグラフが、県事業、下段のグラフが、参考として市町村事業をおつけしています。

上段の県事業では、土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円のうち、令和4年1月末の契約額は269億円で、54%が契

約済みとなっております。

2ページをお願いします。

2、防災・減災、国土強靱化事業の進捗状況ですが、全体事業費179億円のうち、令和4年1月末の契約額は154億円で、86%が契約済みとなっております。

次に、下段、3、県工事の不調、不落の状況です。

3ページをお願いします。

②月別の状況、折れ線グラフが不調、不落の発生率です。一番右が1月になりますが、16.9%となっております。

次に、③発注機関別の状況です。

表の一番下の欄を御覧ください。

金額が大きい本庁と災害復旧事業が集中している球磨、芦北において、不調、不落の発生率が高くなっております。

4ページをお願いします。

④土木一式工事の不調・不落状況です。

折れ線グラフが、土木一式工事における不調、不落の発生率ですが、8月以降、20%を推移している状態です。

次に、⑤県南3地域における災害関連等工事の不調・不落状況です。

同じく、折れ線グラフが、不調、不落の発生率ですが、赤色の線のとおり、A1等級では、1月末で75%まで上昇しております。

5ページをお願いします。

4、復興JV対象工事の状況です。

まず、(1)復興JV対象工事への参入状況では、表の中段以降、一番右の合計欄にありますとおり、土木部及び農林水産部所管工事におきまして、管外からの参入は21者で、A1単体11者と管外企業を含むJV10組の参加がっております。さらに、A2等級を含むJVの参入は17組ありました。不調、不落対策により、管外からの参入やA2等級企業の参入が見られたところです。

最後に、6ページをお願いいたします。

(2)県南3地域における金額階層別の不

調・不落状況です。

下の図の赤色の帯にありますとおり、12月以降は、9,000万から1億1,000万及び1億6,000万から1億7,000万の2つの金額階層で不調、不落が多く発生している状況です。

引き続き、令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し(第4弾)について御説明します。

その他資料④をお願いいたします。

この報告も、当委員会と建設常任委員会で御報告するものです。

1ページをお願いします。

四角囲みの中をお願いいたします。

第4弾では、3つの事項について取り組むこととしております。それぞれの詳細は、次のページから記載しています。

2ページをお願いします。

1、指名競争入札対象拡大の延長です。

災害関連等工事の土木一式工事で、設計金額3,000万円以上7,000万円未満のものにつきましては、令和4年3月を期限として指名競争入札の対象拡大を行っておりますが、令和4年度も発注が見込まれていることから、赤字部分のとおり、令和4年9月30日まで延長するものです。

3ページをお願いします。

2、復興JVの請負対象金額の引上げです。

赤字部分のとおり、A2、A2企業の組合せであるJVの請負対象金額を、現行の1億4,000万円未満から1億7,000万円未満に引き上げることにより、A2等級企業のさらなる参加を促し、広域的な施工体制を確保するものです。

4ページをお願いします。

現場代理人常駐義務の緩和です。

工事現場に常駐を求めている現場代理人について、小規模工事は複数の工事を兼務することが可能であることから、請負金額合計の上限を廃止するものです。

以上が令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度見直し(第4弾)の内容です。

農林水産政策課は以上です。

○高野農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

⑤新規就農者の状況について御報告させていただきます。

資料を開いていただきまして、1ページをお願いします。

今回の調査期間は、令和2年5月から令和3年4月の1年間でございますが、新規就農者は446人で、前期に比べて15人増加しました。

就農形態別では、自ら営農する新規自営就農者は、23人増加し274人で、内訳として、新規学卒就農者が80人、Uターン就農者が73人と、これら親元就農者は、昨年度より合計43人増えました。一方で、新規参入者は121人と、20人減となりました。法人等への新規雇用就農者は、8人減少し172人となりました。

今回の増減の要因につきまして、コロナ禍の中で農外の雇用情勢が悪化したことから、営農基盤が安定している親元への回帰志向が高まった一方で、非農家出身者等の新規参入者は、コロナ禍の影響を見極めるため、就農の判断を控えたのではないかと分析しております。

下のページでございます。

年齢別の状況ですが、20代が200人と最も多く、次いで30代が97人で、10代まで含めた30代以下が全体の4分の3となっております。

就農形態別に見ますと、新規学卒就農者、Uターン就農者は20代で多く、新規参入就農者は30代、40代で多く、新規雇用就農者は20代で多くなっております。

次に、3ページでございます。

地域別の状況では、菊池地域が新規雇用就

農者を中心に104人と最も多く、次いで球磨地域がUターン就農者を中心に58人、八代地域が新規学卒就農者を中心に54人となっております。

下のページでございます。

営農類型別では、施設野菜が新規学卒、新規参入などの自営就農者を中心に150人と最も多く、次いで畜産が新規雇用就農者を中心に102人となっております。

5ページでございます。

農業次世代人材投資資金の活用状況についてですが、交付対象となる50歳未満の新規就農者254人のうち、41%の103人が交付を受けております。

なお、下の表、参考にありますように、令和2年度の交付実績は、全国2位となり、そのうち経営開始型では全国トップとなっております。

下のページでございます。

新規自営就農者の定着状況ですが、表の右端に、就農5年目までの離農率を記載しております。3.6%と前年調査より0.4ポイント増加しましたが、低い水準を保っており、一定の定着が図られております。

新規就農者の概要は以上でございますが、引き続き新規就農対策にしっかり取り組んでまいりますので、御指導をよろしく申し上げます。

農地・担い手支援課からの御報告は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 御報告をいただきました県産アサリの偽装対策、再生に向けた取組について、質問と御要望をさせていただきたいと思っております。

今日まで1か月が経過して、出荷を1か月停止しながら、県民の皆さん方の関心も高く、また、漁協を中心とした関係者の皆さんもしっかり御協力をいただいて、まだ途中ですけれども、しっかり皆さん方が今後偽装を許さない体制づくりというものに御努力をいただいていることには、心から敬意を表したいというふうに思っております。

アサリのことはあまり知らなかったのですが、これを機会にいろいろ調べていくと、県産アサリだけを熊本県産として流通させるのは当然のことです。その県産アサリの定義は何だろうかという話を聞くと、要するに、もうよそから稚貝を入れてたらせていく養殖も、よその稚貝であれば認めないということで、有明海の中に存在している稚貝、子供たちが大きくなったものだけが県産アサリということに定義されたというふうに、この資料を見ても思っております。ぜひ、それをしっかりと増やしていくという形、そして、よそのものが混じらないような形をつくっていただきたいというふうに思っております。

それは、いろんなITも含めた機能を使ってやるということですが、一方で、まだ国のほうの結果も出ておりませんが、蓄養に対する考え方については、今の皆さん方のお話を聞くと、これはもう熊本においては、蓄養はもうなくなるというかな、できないという形にするのかなというふうには思いますけれども、私が調べた中においては、中国産のアサリですと言われて蓄養して、中国産のアサリとして出荷した人もいますね。その蓄養の期間は、非常に短かったり長かったり、生産調整、出荷調整の期間も含めてあるということですが、その人たちは何も偽装はしてないですね。ただ、蓄養ということで入れて出した。ただ、それが、その行為が偽装の温床になってたということは確かにそうかもしれません。しかし、やってきた人達は、ただもう業務としてやっただけであ

って、その人は、別に熊本産に変えて出したとか、そういうわけじゃなくてやってきているということですので、非常に悩ましい話で、その人たちは、自分たちは何も悪いことしておりませんという話になる。その話を聞くと、まあごもつともな話だなというふうに思います。

ただ、やっぱり知事がおっしゃるように、しっかりと県産アサリを守っていくという前提の中では、かなり厳しい処置もやらざるを得ないんだろうなというところも一定理解はしております。そういうことをやっていく中であって、これまで何にも悪いことをしてなくて普通に業をやってきた人たちが、そのなりわいを失って路頭に迷うということがある可能性が高いなということは今考えております。

そこでありますが、アサリをしっかりと熊本県産だけを県産として出す、これは当たり前のことですが、アサリの増殖ですね。要するに、県産アサリをしっかりとつくっていくということについても、これから先しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

今のままでいくと、僅かに数トン、何トンですか、去年は……（「31トン」と呼ぶ者あり）31トンしかも県産アサリはないわけですので、それをやっぱり増やしていこうということ、これまでも頑張っていたいておりますけれども、いろんな経営体が交ざってしまっていて、何が何やら分からないという状況もあります。

例えば、どこどこの漁協がやってるのは増殖ですと、稚貝を入れたら駄目です、これは養殖だと、養殖も認めないと、中国産を入れて中国産で出す、これは蓄養だ、これも駄目ですという話になると、漁業関係で悪いこともしないで頑張ってきた人たちが、それができなくなるということになるわけですので、私は、増殖の側に御協力いただけるよ

うなビジネスチャンスを新しくつくっていただければ、そういう人たちも快くそっちのほうに業種転向と言っているのか何なのか分かりませんが、そういうこともやっぱり少しは考えていかなきゃならない時期だろうと思います。

当然、悪いことをした人たちが悪いことをされないようにやっていくのは当たり前ですが、悪いことをしてない人たちも厳しい環境になるということも、ぜひ考えていただければと思います。いかがでしょう。

○竹内農林水産部長 まず、最初に前川委員からございましたように、現在、私どものほう、純県産アサリをどうやってきちんと出すか、今回熊本モデルということで御紹介させていただきました。今熊本のブランドが、一旦地に落ちてる部分をきちんと回復させるために、これをしっかりやっていきたい。

そういった中で、産地偽装につながる蓄養、それも蓄養自体が漁業という概念ではないものですから、そこの漁場管理されてる漁協については、やはり構造転換していただいて、本来の漁業の部分に注力していただけるような仕組みは必要だというふうに考えております。

各漁協さん、それから県議会のほうからも様々な御意見をいただいております。私どもの思いとしては、まさに漁業振興する我々としては、本来の漁業のところできっちりやっていたような仕組み、県議会の御協力、御指導もいただきながら、そういったいわゆるわいとしての漁業をどう再生できるのか。蓄養からそちらに構造を転換していただくような形を考えていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 基本的には、アサリを厳しく取り締まって、県産アサリのみしか、熊本県

有明産と書いてあるアサリは、それしかないということをしかり徹底していただきたいというふうに思います。

ただ、商標の話としては、熊本県産なのか、有明産なのかとか、肥後のアサリとか、いろんな呼び方があって紛らわしいところがありますので、その辺もしかり周知していただいて、正式な名前は県産アサリなんですかね。県産アサリじゃ駄目ですね、どこにでも県はあるわけですから。正式な名称が何なのかちゃんと決めなきゃ多分いけないんでしょうけれども、そのアサリがそれなんだと。じゃないと名前が変わっていくんですね、勝手に。類推できる名前が変わって行って、それが使われるということもあります。QRコードだって、偽装はできないといたって、QRコードはすぐつくれますから。ちゃんとしないでもQRコードはすぐできますので、そこまでしかり頑張ってください。

同時に、これをしかり徹底していく上において、要するに構造が変わるという状況が生まれてきて、そこに非常に厳しい環境になる方もいらっしゃるということは忘れないで取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○前川収委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 私も、ちょっとそのアサリ産地偽装の問題でお尋ねしたいんですけど、知事は、当初から、刑事告発も辞さない、強い態度で臨むというふうにおっしゃっておられまして、徹底的に取り組んでいただくのは当然であるというふうに思います。

ただ、非常にこの問題は難しい複雑な要因が色々ございますし、県だけで完全に解決で

きるというような問題ではないというふうに思うんですね。国も、あるいは捜査機関であるとか、それぞれの役割というのがあるんじゃないかと思えます。それで、県の役割として、私は、1つ絶対に外してもらいたくないのは、漁民の人たち、地域の人たちの暮らし、なりわいを守るという問題ですよ。

私、議会開会前の説明会のときに、蓄養について、どれぐらい今実態として行われているのか、使用料がどれぐらい入っているのか、漁師の人たちがどれぐらいそれに組み込まれているのか、収入がどれぐらい入っているのか、実際にそこに関わっている人たちが、この蓄養にどれぐらい依拠して今現状暮らしているのかというのを把握すべきじゃないですか。でないと、何ていうか、暮らしを守る、地域を守るという上では、やっぱり不十分だというふうに思うんですよ。

それで、確かに産地偽装は悪いですよ、根絶しなければならぬ。だけど、今のルールでいけば、蓄養そのものは違法ではないわけですよ。だから、今お話があったように、中国産で熊本で蓄養しましたというふうに表示をして販売するというようなことで、今模索されている業者さんもいるわけですよ。そういう人たちがペナルティーを受ける、あるいは、今のルールの下でちゃんと蓄養してやっていると、漁協であるとか漁業者まで被害を受けるというようなことになると、ちょっとそれはどうなのかなというふうに思わざるを得ないですね。

むしろ今のルールの下で常識的に考えて、長いところルール適用されるようなアサリが存在するのかという問題ですよ。私、あんまり詳しくないですけども、素人ですけども、ほとんどあり得ないんじゃないかと。だから、もう蓄養したアサリは、基本中国産ですよ、熊本蓄養ありますけれども、基本外国産ですよ。もしその長いところルールの適用で国産だというふうに言いたいんだって

ら、それを客観的に証明するようなデータを出させる、義務づけるというようなルールづくりでいいんじゃないかというふうに思うんですけどね。それいかがですか。

○竹内農林水産部長 もともとその蓄養が違法でないというのが、漁業法の中に蓄養という定義がないので、違法性の判断ができない。そもそも蓄養自体は、漁業ではございません。ですから、そこに漁業者が関わっているのは、漁業としてではなくて、いわゆる蓄養業として、作業員で関わっていることはあるかもしれません。

ですので、先ほど申し上げたように、漁業者が漁業者としてのなりわいで生きて生活ができるような形を私どもとしてはつくってきたい。その蓄養業者という方々の、その末端のところまでどういうふうになっているかというところの調査まではまだできてませんが、ある面、漁場管理の方向から申しますと、漁業者が漁業するための漁場に蓄養が入ってきているということ自体が、それが正しい姿なのかどうかという問題も片やございます。

ということもございまして、それぞれの蓄養の状況、実態をある程度把握をして、その中で、様々な、どういった方が関わってられるのか、その辺も調査した上で、今後の蓄養の在り方というのは考えていかなければならないかなと。

ただ、今回この純熊本産を出すためには、やはり一旦止めて、その蓄養というのが、一体どういったものなのか、それがまさに漁業振興につながるのかどうかというのを考えさせていただき、一緒に考える機会にさせていただきたいという思いもございまして、こういった一旦止めるというような形を取らせていただいているところでございます。

○山本伸裕委員 私、最初に強調しましたけ

れども、やっぱり地域の経済を守る、暮らしを守る、漁業者のなりわいを守る、これは絶対ぶれてはならないというふうに思います。それで、確かに健全な漁業の在り方としては、もう違った形態になっているのかもしれない。

ただ、今現状は、蓄養が、そのアサリが一時的にでも元気を取り戻すというようなことも言われてますし、そういう意味では、今有明海、八代海でアサリが捕れなくなって、おいしいアサリを、新鮮なアサリを届けるという点では合理性があるんじゃないかと思うんですよ、蓄養そのものが。で、違法でもない。そういうルールに基づいてやっていると、ところが、何でペナルティー受けないといけないのかという問題については、これはちょっとやっぱり納得がいかないような気はします。ぜひ、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。

○吉永和世委員 先ほど産地偽装防止に向けた流通体系に関して御説明ございましたが、ここまで短期間でしていただいたことに心から感謝を申し上げたいというふうに思いますし、まだまだ抜け穴があるんだったら、しっかりそこを精査しながら、きちっとした体制づくりをしていただきたいなというふうに思います。

それと、前も申し上げましたけれども、熊本の水産業の歴史として、牛深の真珠の養殖、あるいは上天草のときのクルマエビの養殖、これは、外国産を入れてしまったことによって、壊滅的な影響を受けたという実経験があるわけですね。それが外国産によってどういう影響があるかというのは、これは断定はできないんでしょうけれども、しかし可能性としてあるならば、それはしっかりと踏

まえて、どう対応すればいいかというのは、やっぱりきっちり考えて対処すべきだというふうに思います。

先ほど前川会長からもございましたし、知事もおっしゃってますが、やはり熊本生まれの熊本育ち、このアサリをしっかりと生産していく、その環境づくりというのをしっかりやるためには、やっぱり排除すべきものはしっかり排除した中で取り組んでいく、増産に向かっていくということは、私は、実際、その地元のなりわいにおいて、今後非常に大きな成果を出してくるんだらうなというふうに思いますので、そこら辺しっかりと取り組んでいただきたいと思うんですけども、そこら辺の、これまで何か、その外国産に対して県が行ってきた何か指導とかそういったものがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○山田水産局長 水産局でございます。

ただいまの吉永委員のほうから御説明があったとおりに、外国産の種苗等、もしくは外国から何かの生物を入れるということに対しては、やはり明確な因果関係等がはっきりしているものは少ないのでありますけれども、やはりかなり疑われるものというものは非常に多いのかなというふうに考えております。

本県でも、これまで、県内の天然漁場で資源を保管するための放流とかにつきましては、各漁協さん、漁業者の方々に、できるだけ外国産は使用しないようにというふうな形で指導させてきていただいております。

以上でございます。

○吉永和世委員 指導してきたということでございますので、要は可能性があるというふうに思っているのかなというふうに今ちょっと思ったんですけども、やはりそういった過去の失敗を繰り返さないように、これがアサリに影響しないように、また、そのアサリ

のこれからの生産、増産に向けてしっかりと取り組む上において、障害となるものがあるとするならば、それがあえて蓄養とするならば、そこはしっかりと判断をいただきたいというふうに思います。

水産振興に蓄養というのがどう関わっているのかというのは、私ちょっと見えない部分があったので、先ほど部長の話聞いたときは、漁業法の中に蓄養はないということなので、そこら辺ちょっとはつきりしました。しっかりと水産振興を、漁業振興を図っていただきたいというふうに強く要望させていただきたいと思います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか、要望で。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、私のほうから、11月定例会の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和3年度農林水産常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月の県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、楠本副委員長や執行部とで協議をし、当委員会としては、11項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を続けておられますが、ここに上げた項目は、具体的な取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見

はありませんか。

（「ありません」呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 意見なしということになります。

それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、掲載までに、簡易な文言の修正、時点修正等があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ほかに委員から何かあれば伺いたいと思いますが、本日は出席職員が限定されておりますので、この場でお答えできない場合については、後日回答させていただきます。

ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第8回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後1時10分閉会

○末松直洋委員長 本委員会の執行部のほうで、本年3月末をもって退職される方が4名いらっしゃいます。

それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、一人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせください。

まず、山下農業研究センター所長。

（山下農業研究センター所長、渡邊農村振興局長～徳永技術管理課長の順に退任挨拶）

○末松直洋委員長 皆さん、大変お疲れさまでございました。今後も健康に留意されて、熊本県の発展のために、ぜひ後押しのほうもよろしく願いいたします。

最後に、本委員会は最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、楠本副委員長はじめ委員の皆様様の御協力をいただきながら、委員会活動を進めてまいりましたが、各委員におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議をいただき、大変ありがとうございました。

また、竹内農林水産部長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、委員会において、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

また、先ほど御挨拶いただきました、この3月をもって勇退される方々におかれましては、長い間大変お疲れさまでございました。

本県は、熊本地震、そして令和2年7月豪雨、鳥インフルエンザ、コロナ禍と大きな問題を抱え、農林水産部においては、アサリの産地偽装問題への対応と大変な状況であったと思いますが、御勇退後も県民の一人としてお力添えをいただきますよう、心からお願い申し上げます。

管外視察が中止になったことが非常に心残りではありますが、委員各位並びに執行部の皆さんの今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

1年間大変お世話になりました。（拍手）

次に、楠本副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○楠本千秋副委員長 御挨拶させていただきます。

この1年間、末松委員長の下で委員会運営をさせていただきました。委員の皆様には、御指導、御鞭撻をいただきまして、ありがと

うございました。それから、執行部の皆様にも真摯に対応していただきまして、感謝を申し上げます。と思います。

委員会で論議されました地震あるいは豪雨からの復旧、復興、アサリ問題など、一日も早い立ち直りをされて、発展させていただきますように祈念申し上げまして、御挨拶とします。

お世話になりました。（拍手）

○末松直洋委員長 お疲れさまでございました。

午後1時19分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長